地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日における
	4 法第二十三条第一項第四号の五イ③に規定する総務省令で定める損失
	する。
	補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものと
	3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡
	社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額
	二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会
	規定する額
	資本金の額を減少した場合。会社計算規則第二十七条第一項第一号に
	一 会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第四百四十七条の規定により
	それぞれ当該各号に定める額とする。
	もので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
	2 法第二十三条第一項第四号の五イ③に規定する剰余金として計上した
	九条第二項第一号に規定する額とする。
	で定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十
	第一条の九の二 法第二十三条第一項第四号の五イ⑴に規定する総務省令
	もの等)
	(法第二十三条第一項第四号の五イ⑴に規定する剰余金として計上した
正	

場合における当該零を下回る額とする。

(附属申告書等)

2 略

第二条の二

3

この限りでない。 より提出し、 条第四項、 申告書に添付し、 及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、 得税法施行規則 以下この項において 偶者控除 の項及び次項において「国外居住者」という。)に係る障害者控除 するときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者 しなければならない。 十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者(法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定を 第百九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定に 配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四 若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、 (昭和四十年大蔵省令第十一号)第四十七条の二第四項 若しくは税務署長に提示し、 「申告者」という。 ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定 は、 当該国外居住者に係る所 又は所得税法第百九十四 又は市町村長に提示 (以下こ

4

満である者

(以 下

第

項の申告書を提出する者

(以下この項及び次項において

「申告者

族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の

「控除対象外国外扶養親族」という。

に係る扶養親

条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未

国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四

2 第二条の二 取

(附属申告書等)

でない。 対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、 は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除 らない。 親族証明書類を当該申告書に添付し、 あつては 条の三第 用を受ける者 附則第三条の三第 る者を除く。 又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとな いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項 という。 ただし、 号の扶養親族の数から当該控除対象外国外扶養親族の数を除 当該申告者は、 以 下 が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、 (法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七 次条第三項、 「非課税限度額制度適用者」という。 項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適 当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養 第二条の三の三第四項若しくは第五項又 又は市町村長に提示しなければな)である場合に この限り 法

- 語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類(当該書類が外国
- | 特別のでは、当該控除対象外国外扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつてで、対象が関外扶養親族が申告者の親族である旨を証するもので、当該控除対象外国外扶養親族が申告者の親族である旨を証するもので、当該控除対象外国外扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて
- のに限る。)
 外国外扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるも外国外扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

- ことを明らかにするもの によつて当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をした によつて当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をした によつて当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をした によつて当該申告者から当該控除対象外国外送金等に係る調書の によって当該申告者から当該控除対象外国外送金等に係る調書の
- 四 所得税法施行規則第四十七条の二第五項第二号に規定するクレジットカード等するの世の業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国外扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利を購入し、又は下ことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利を購入し、又は「大会の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受額することとなることを明らかにするもの

(確定申告書の附記事項等)

6

略

第二条の三略

定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確

~七

略

3

略

(確定申告書の附記事項等)

2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確第二条の三 略

一 ~ 七 略 定申告書に附記し

なければならない事項は、

次に掲げる事項とする。

対象外国外扶養親族である場合には、その旨と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号(個人番号を有しな八 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。)

3 扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については 村長に提 前 書を提出する者は、 する者が非課税限度額制度適用者である場合にあつては、 第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提 三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国外 書類 条第四項 控除対象外国外扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法 を三月十五日までに市町村長に提出しなけ (前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。 宗し、 の規定により同項に規定する申告書に添付し、 又は第一 当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証 一条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の ればならない。 この限りでない。 若しくは市 当該確定申告 以下同じ ただし、 町 出

(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の二 略

十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類は、法第四法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書(2)

い者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日)並びに申告者の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号(個人番号を有しな八 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。)

別居している扶養親族については、

当該扶養親族の住所

(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法

第二条の三の二略

十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町造開により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。) は、法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の

から七年を経過する日後においては、この限りでない。係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払

3及び4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

略

額)並びに控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者一 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)の住所、申告者との続柄及

三略

2及び3 略

から七年を経過する日後においては、この限りでない。係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払

3及び4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

略

- にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)の住所、申告者との続柄及

三略

額

2及び3 略

類については、この限りでない。 | 特長に提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書 | 大だし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し | 大だし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し | 大だし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し | 大きに提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書

した給与支払者を経由して提出することを妨げない。 与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理 う 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四略

第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法

第二条の三の五略

国外扶養親族証明書類(第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。 の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当の が養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 略

第十一号) 第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則 (昭和四十年大蔵省令2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項に規定

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法

第二条の三の五 略

該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。) での三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者

この限りでない。

3 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

略

にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者一 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)の住所、申告者との続柄及

三略

額

並びに控除対象外国外扶養親族である場合には、

その旨

額

2

略

て異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該公的年金等受給者の扶空第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代え公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者(法第四十五条の三の一級) 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した

この限りでない。

この限りでない。

の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでは、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に

3 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

略

にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)の住所、申告者との続柄及

三略

2 略

の三第 養親族に係る国外扶養親族証明書類については、 二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外 り同項に規定する申告書に添付し、 村長に提出しなければならない。 外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市 度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者 養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第 である場合にあつては、 前項の規定による国外扶養親族証明書類 一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月 当該申告書を提出した者は、 ただし、 若しくは市町村長に提示し、 第二条の二第四項の規定によ (第二条の二第五項第二号に 一項及び第三百十七 この限りでない。 当該控除対象外国 日の属する年 又は 条の三

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含むができる。

略

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令|第七号の二様式

(四)

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含むができる。

略

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令 第七号の二様式

(<u>DD</u>)

2 第三条の二 割合とする。 定める割合は、 (政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等) ぞれに定める割合 略 第九条の 口 場合 税の法人税割の税率に相当する割合 府県民税の法人税割の税率に相当する割合 る場合(ロに該当する場合を除く。) 次号に掲げる法人以外の法人 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る 政令第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県に係 政令第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で 七第三十項 特別区の存する区域以外の区域において当該都が課する都民 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 0)書類) 略 次に掲げる場合の区分に応じ、 当該関係道府県が課する道 当該各号に定める それ 2 割合とする。 定める割合は、 口 イ ぞれに定める割合 略 第九条の 場合 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る 七第 当該 一十九項の

略

(書類)

(政令第九条の七第六項及び第二十八項の割合等)

第三条の二 政令第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令で 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 当該各号に定める

次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、 それ

る場合(ロに該当する場合を除く。) 政令第九条の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県に係 当該関係道府県が課する道

府県民税の法人税割の税率に相当する割合

税の法人税割の税率に相当する割合に十二・九分の三・二を乗じて 都が課する都民

得た割合 の端数を四捨五入する。 (当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、

法人税割の税率に相当する割合 七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県が課する道府県民税の 存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区 政令第九条の \mathcal{O}

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、 次に掲

2

政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、

次に掲

法人税割の税率に相当する割合

七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県が課する道府県民税の

存する区域において事務所又は事業所を有しないもの

政令第九条の

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の

げる事項とする。

は事業所所在地。次項第二号において同じ。)並びに代表者の氏名法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称及法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において同じ。)の名称及の名称及は事業所所在地。)に係る分割法人等(同項に規定する分割の名称及)。

れる金額及び当該金額の計算に関する明細度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなさまり同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年四 政令第九条の七第九項 (同項第二号に係る部分に限る。)の規定に

とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額より同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年五 政令第九条の七第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定に

げる事項とする。

代表者の氏名

「大表者の氏名

「大表者の氏る

「大表者

三略

三

れる金額及び当該金額の計算に関する明細度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなさより同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号 に定める事業年四 政令第九条の七第八項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定に

とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細度又は連結事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額より同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号 に定める事業年五 政令第九条の七第八項 (同項第二号に係る部分に限る。)の規定に

六

3 掲げる事項とする。 政令第九条の七第二 一十六項に規定する総務省令で定める事項は、 次に

県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、 該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地) において同じ。 告法人(同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。 政令第九条の七第二十)の名称及び事務所又は事業所所在地 一項の規定の適用を受けようとする所得等申 並びに代表者の (二以上の道府 以下この号 当

二及び三 略

兀 額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等 定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年 政令第九条の 七第二 十 項 (同項第二号に係る部分に限る。 の規

五 略

(法第五十三条第四十五項の届出)

第三条の三の三 期間内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の る連結完全支配関係がある同条第十二号の七 がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定す 十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務 (当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八 に規定する連結子法人

六

3 掲げる事項とする。 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、 次に

氏名 該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地) 県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、 において同じ。 告法人(同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。 政令第九条の七第二十項)の名称及び事務所又は事業所所在地 の規定の適用を受けようとする所得等申 並びに代表者の (二以上の道府 以下この号 当

二及び三

略

兀 度又は連結事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等 額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年 政令第九条の七第二 十項 (同項第二号に係る部分に限る。 の規

五. 略

(法第五十三条第四十五項の届出)

第三条の三の三 期間内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の る連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人 がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定す 十一条の二十二第一 (当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八 項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

条第四十五項の規定による届出をしなければならない。
る処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げ

一~三略

2

略

(法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等

定めるものは、会社計算規則_____

第三条の十六

法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で

条第二項第一号に規定する額とする。

もので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上した

それぞれ当該各号に定める額とする

資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に一 会社法

二略

規定する額

補 に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るもの3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填

とする。

は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補 に充てた日におけ4 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失

条第四十五項の規定による届出をしなければならない。る処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げ

一〜三略

略

2

(法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等

条第二項第一号に規定する額とする。定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十九

法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で

第二十九

第三条の十六

もので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上した

それぞれ当該各号に定める額とする。

規定する額資本金の額を減少した場合。会社計算規則第二十七条第一項第一号に一。会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定により

二略

とする。

一人補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るもの
の補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るもの
コープを持た定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失のて

は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における。法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失

る場合における当該零を下回る額とする。
る会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回

(法第七十二条の四十九の六第四項の場合等)

表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代2 法第七十二条の四十九の六第五項に規定する総務省令で定める場合は

(法第七十二条の六十三の二第四項の場合等)

人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。 第一項に規定する納税義務者への調査の通知は だめる場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書 (次項に定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書 (次項に)

表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。 、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代2 法第七十二条の六十三の二第五項に規定する総務省令で定める場合は

る場合における当該零を下回る額とする。る会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回

(法第七十二条の四十九の六第四項の場合)

る場合は、税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第十第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定め

五条の税務代理権限証書

る場合とする。の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載があの通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載があに、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査

(法第七十二条の六十三の二第四項の場合

定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書 第七条の二の三 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で

に、法第七十二条の六十三の二

人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

平成二十三年総務省・経済産業省令第一号) れた結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則 (二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表さ第七条の二の十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第

産業 貸業」 の欄 \mathcal{O} 場 賃貸業」 た相手先別収入額) 及び収入を得た相手先別収入額―全国、 うち産業別集計のうちサー によつて平成二 ス関連産業B る経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計の (収入) L 0) 額の合計額と当該産業別集計のうち医療、 飲食サービス業」 (欄の \mathcal{O} 競技団」 及び (細分類) 額並びに表側 学術研究、 額から 金額、 の欄の額から「六八一二 一六九二 の各欄の額を控除した額 (細分類) 十四四 医療、 七九一 専門・技術サービス業」 経営組織 の欄の額、 個人(一般消費者)」 年二月一 R 福祉の事業区分別収入額及び医療 貸家業、 別民営事業所数、 サー ·ビス関連産業Bに関する集計第三 旅行業」 (四区分) 日現在によつて行つた同令第一条に規定す - ビス業 表側 貸間業」 及び 土地売買業」 _ N 別民営事業所数 (他に分類されないもの) 表側 の各欄の額を控除した額 都道府県) 八〇三 従業者数、 の欄の額、 の表側 生活関連サービス業 福祉に関する集計第一 \bar{o} \vec{K} 教育、 競輪 の表頭 「六九一二 売上 表側 不動産業 従業者数 福祉の相手先 学習支援業」 競馬等の競走 $\overline{\mathrm{M}}$ (収入) 表 (収入を得 (サー 土地賃 娯楽業 宿泊業 表 金額 売上 の欄 表側 物品 Ė

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七条の二の十 のうち 分 及び会社について〕 基本調査報告第一 るサービス業基本調査 によつて平成十六年六月一日現在 による廃止 改正する等の省令(平成二十年総務省令第百四十一号) れた結果に基づき総務省令で定める額は、 二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表さ 別事業所数・収入額・収入を得た相手先 「収入を得た相手先別収入額」 前のサービス業基本調査規則 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法 一巻地域編第十表 —都道府県、 の結果として公表された平成十六年サー 十四大都市) (産業 によつて行つた同令第一条に規定す のうち (平成元年総理府令第二十号) (中間分類) 地方税法施行規則等の 「個人 (一 (四区分) 0) 表頭 第十七条の規定 「調査対象産業」 別収入額 般消費者)」の 経営組織 - ビス業 〔個人 <u>二</u>区 部を

欄の額

県については当該都道府県の額に加えたものとする。 標との合計額とする。ただし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとし、当該額が公表された後において都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県の額から減じたものとする。

別収入額—全国

都道府県)

の表頭

一総数

(経営組織) 」

のうち

「 (医

一及び二略

(政令第三十七条の十八第三項第二号の住宅)

第七条の六

(法第百四十四条の三十八の二第四項の場合等)

県については当該都道府県の額に加えたものとする。 の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の上では、とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の場については当該都道府県の場所の場所を表現していては当該都道府県の場所の場所については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(政令第三十七条の十八第三項第一号の構造等)

める構造は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋第七条の六 政令第三十七条の十八第三項第一号に規定する総務省令で定

コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2 政令第三十七条の十八第三項第三号に規定する総務省令で定めるとこれた住宅とする。

(法第百四十四条の三十八の二第四項の場合

代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。 は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の 法第百四十四条の三十八の二第五項に規定する総務省令で定める場合

したもの等)(法第二百九十二条第一項第四号の五イ⑴に規定する剰余金として計上)(

じ、それぞれ当該各号に定める額とする。したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応2 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上

社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額 会社法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会

社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会

補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものと3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填

省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書 第八条の五十三の二 法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務

税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は同項に規定する

法第百四十四条の三

する。

回る場合における当該零を下回る額とする。 ける会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日にお 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める

(市町村民税に係る申告書等の様式)

定めることができる。 ・いやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを がる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができな がる様式(個人の市町村民税に係るものとする。ただし、別表に掲 第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、

第四十八条の十三第三十一項の書類) | 式| | 八| 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令 第二十号の四| 略

様

略

2 7 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞの存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区

(市町村民税に係る申告書等の様式)

略

第四十八条の十三第三十項の書類) | 式 | 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令 | 第二十号の四様

略

2 7 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞの存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区

務大臣は、 式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、 別にこれを定めることができる。 総

略

(四) 第五十七条の二の規定により準用される政令第四十|及び第二十号の 外国の 法 人税等の額の控除に関する明細書 (政令 第七号の 二様式

、条の十三第三十 項の書類

四様式別表二

略

2

略

(政令第四十八条の十三第八項及び第三十項 の割合等

第十条の二の四 号に定める割合とする。 総務省令で定める割合は、 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 に規定する 当該各

ぞれに定める割合 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それ

する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合 村に係る場合 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項 (ロに該当する場合を除く。) 当該関係市町村が課 に規定する関係市 町

口 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の 民税の法人税割の税率に相当する割合 存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 条の十三第八項及び第三十項 に規定する関係市町村が課する市町村 政令第四十八

> 式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、 務大臣は、 別にこれを定めることができる。

> > 総

略

(四) 第五十七条の二の規定により準用される政令第四十 外国の法人税等の額の 控除に関する明細書 (政 令 及び第二十号の 第七号の 一様式

八条の十三第三十項の書類

四様式別表二

略

2 略

(政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項の割合等)

第十条の二の四 総務省令で定める割合は、 号に定める割合とする。 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 当該各

ぞれに定める割合 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、 それ

する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合 村に係る場合(ロに該当する場合を除く。) 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市 当該関係市町 行村が課 町

略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区 民税の法人税割の税率に相当する割合 存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村が課する市町村 政令第四十八

2 次に掲げる事項とする 政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、

- ては、 町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあ 号において同じ。 並びに代表者の氏名)又は外国法人(同条第十項に規定する外国法人をいう。 政令第四十八条の十三第十項の規定の適用を受けようとする内国法 (同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同 当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地)の名称及び事務所又は事業所所在地 (二以上の市 以下この 0
- 氏名 いう。 務所又は事業所所在地。 は事業所を有する分割法人等にあつては、 名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又 る分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。 適格分割等 以下この条において同じ。 (政令第四十八条の十三第十項に規定する適格分割等を 次項第二号において同じ。)並びに代表者の)に係る分割法人等 当該分割法人等の主たる事 (同項に規定す <u></u>の

三 略

- 兀 事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額と 規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二 みなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 政令第四十八条の十三第十項 (同項第二号に係る部分に限る。 一項各号に定める の
- 五. 規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める 政令第四十八条の十三第十項 (同項第二号に係る部分に限る。) 0

- 政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項 は、
- 次に掲げる事項とする

2

- 並びに代表者の氏 ては、 町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあ 号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地)又は外国法人(同条第九項に規定する外国法人をいう。 政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法 (同条第三項に規定する内国法人をいう。 当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地 以下この号において同じ (二以上の市 以下この
- 氏名 いう。 務所又は事業所所在地。 名称及び事務所又は事業所所在地 る分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。 は事業所を有する分割法人等にあつては、 適格分割等 以下この条において同じ。 (政令第四十八条の十三第九項に規定する適格分割等を 次項第二号において同じ。)に係る分割法人等 (二以上の市町村において事務所又 当該分割法人等の主たる事)並びに代表者 (同項に規定す

三 略

- 兀 事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額と 規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十 みなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 政令第四十八条の十三第九項 (同項第二号に係る部分に限る。 項各号に定 かる 0)
- 五. 規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十 政令第四十八条の十三第九項 (同項第二号に係る部分に限る。 一項各号に定める <u></u>の

余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 事業年度又は連結事業年度の同条第九項に規定する市町村民税の 控除

六

3 次に掲げる事項とする。 政令第四十八条の十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は

ては、 代表者の氏名 上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあ 下この号において同じ。 得等申告法人 政令第四十八条の十三第二十二項の規定の適用を受けようとする所 当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地) (同条第二十一項に規定する所得等申告法人をいう。)の名称及び事務所又は事業所所在地 並びに 三以 以 0

二及び三 略

兀 事業年度又は連結事業年度の同条第二十 の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める 人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 政令第四十八条の十三第二十二項 (同項第二号に係る部分に限る。 項に規定する控除未済外国

五.

略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 域、 は、 つくば市の区域、 市の区域、 さいたま市の区域、 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域 船橋市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 八千代市の区域、 市川市の区域、 川口市の区域 八王子市の区域、 松戸 市の 区

流

Ш

事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する市町村民税の 余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 控除

六

3 次に掲げる事項とする。 政令第四十八条の十三第二 一十六項に規定する総務省令で定める事項 は

ては、 代表者の氏名 得等申告法人 上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあ 下この号において同じ。 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所 当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地 (同条第二十項)の名称及び事務所又は事業所所在地 に規定する所得等申告法人をいう。 並びに 三以 以

二及び三 略

兀 法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細 事業年度又は連結事業年度の同条第二 の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める 政令第四十八条の十三第二十一項 一十項 (同項第二号に係る部分に限る。 に規定する控除未済外国

五. 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 の区域、 域 は、 つくば市の区域、 流山市の区域、 さいたま市の区域、 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域 船橋市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 八千代市の区域、 市川市の区域、 川口市の区域、 八王子市の 松戸市の区 鳩ヶ谷市 区域、

区域、 堺市の区域、 町 0 市街化区域に限る。 田市の区域、 生駒市 の区域、 川西市の区域及び三田市の区域 多摩市の区域、)とする 東大阪市の区域、 藤沢市の区域、 豊中市の区域、 (都市計画法第七条第二項 大和市の区域、 吹田市の区域、 奈良市の

めるものは、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域2 政令第四十九条の五第四項の表第一号に規定する区域で総務省令で定

の区域、 条第二 奈良市の区域 戸市 0 区域、 一項の市 の区域、 堺市の区域、 町 街化区域に限る。)とする。 田市の区域、 流山市の区域、 生駒市の区域、 さいたま市の区域、 川西市の区域及び三田市の区域 多摩市の区域、 東大阪市の区域、 船橋市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 豊中市の区域、 (都市計画法第七 市川市の区域、 大和市の区域 吹田市 八王子市 松

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

2 10 略

第十条の七の三

略

業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総11 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事

堺市の区域、 区域、 町田市の区域、 の市街化区域に限る。 生駒市の区域、 川西市の区域及び三田市の区域 多摩市の区域、) とする。 東大阪市の区域、 藤沢市の区域、 豊中市 (都市計画法第七条第二項 一の区域、 大和市の区域、 吹田市の区域 奈良市 0)

の区域、 奈良市の区域、 2 条第二項の市街化区域に限る。)とする。 の区域、 戸市の区域、 めるものは、 鳩ヶ谷市の区域、 政令第四十九条の五第四項の表第一号に規定する区域で総務省令で定 堺市の区域、 町田市の区域、 生駒市の区域、 流山市の区域、 つくば市の区域、 さいたま市の区域、 川西市の区域及び三田市の 多摩市の区域、 東大阪市の区域、 船橋市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 区域 豊中市の区域、 (都市計画法第七 市川 川口市の区域、 大和市の 市 の区域、 吹田 八王子市 区域、 市 松

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三略

2 5 10

略

| 12|| 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する|

子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定

12 ~ 15 略

資産とする。

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

次に掲げるもの以外のものとする。
百八十二号)第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事

一略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企 施設を整備する事業に限る。) 施設を整備する事業に限る。) であるものが実施す で第七十四号)第二十八条第一項第一号イに掲げる事業のうち独立行政法人 中小企業基盤整備機構。企業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営 、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省 令第七十四号)第二十八条第一項第三号に規定する特定中小事業 であるものが実施する第七十四号)第二十八条第一項第三号に規定する特定中小事業 が設定を整備する事業に限る。)

(政令第五十二条の五の二第一項の鉄道施設等)

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定

|| || 資産とする。

13 ~ 16 略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

次に掲げるもの以外のものとする。
百八十二号) 第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第

略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業 る同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令 (平成十六年経済産業省令第七十四号)第二十八条第一項第一号イに掲げる事業のうち独立行政法人 (中成定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために 頂に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企 施設を整備する事業に限る。)

(政令第五十二条の五の二第一項の鉄道施設等)

に掲げるものとする。 省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る鉄道施設のうち、次第十一条の六 政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務

変電所、 ルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他 という。 機械装置 当該路線のうち全国新幹線鉄道整備法 第二条に規定する新幹線鉄道 車庫、 (次号の区間において新幹線鉄道の路線と共用するものを の路線以外の路線に係る線路設備 工場、 倉庫、 詰所又は本州と北海道を連絡するトンネ (以下この項において「新幹線鉄道 (昭和四十五年法律第七十 電路設備 停車場、

| 区間として総務大臣が定める区間の線路設備、電路設備又は停車場| | 当該路線のうち新幹線鉄道の路線の前号に規定する路線と共用する| 含む。)

2 略

(政令第五十二条の十の四の研究開発)

開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究

一及び二 略

研究開発

三 福祉の用に供される機器の開発に必要な産業技術に関する

「停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡す省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備第十一条の六 政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務

るトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備

その他の機械装置とする。

は変電所とする。るものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備、停車場又のものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備、停車場又政令第五十二条の五の二第二項に規定する鉄道施設で総務省令で定め

2

(政令第五十二条の十の四の研究開発)

開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。 第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究

一及び二 略

研究開発 一一の一個では、「一一の一個ででである。」 一回では、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、「一」のでは、

(政令第五十二条の十の十二の業務)

第十一条の十五 政令第五十二条の十の十二に規定する総務省令で定める

業務は、 次に掲げるもの以外のものとする。

医療系研究成果展開事業のうち委託開発

医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業のうち共同研究のあ

せん業務

三 先駆的 医薬品· 医療機器研究発掘支援事業

兀 創薬総合支援事業

(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の二 法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定

いて める場合は、 「税務代理権限証書」という。 税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書(次項にお) に、法第三百九十六条の二第一項

に規定する納税義務者への調査の通知は

してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

税務代理人に対

2 務代理権限証書に、 法第三 百九十六条の二 当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表す 第五項に規定する総務省令で定める場合は、

税

る税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

(政令第五十六条の三十四第一項の事業)

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令

で定める事業は、 次に掲げる事業とする。

<u>\{\}</u> 略

(法第三百九十六条の二第四項の場合

第十五条の六の二 法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定 める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証

に、法第三百九十六条の二第一項

してすれば足りる旨の記載がある場合とする に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対

(政令第五十六条の三十四第一項の事業)

第二十四条の五の二 で定める事業は、 次に掲げる事業とする。 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令

略

五. 条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。 業を行う者に限る。 二条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス る者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 十一条第四項第一号に規定する出資会社(合併又は出資をしようとす 関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三 整備業務を除く業務に係る業務運営 及びニに掲げる事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一)であるものに限る。)が実施する同省令第三十 (独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務及び会計並びに人事管理に 項第二号 0 産業基盤

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号

第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令に限る。)であるものが実施する同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項基盤整備機構法施行令第二条第一項

整備する事業に限る。

定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を

五. 業を行う者に限る。)であるものに限る。)が実施する同省令第三十 令 条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。 二条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス る者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 十一条第四項第一号に規定する出資会社 業基盤整備業務を除く。 及びニに掲げる事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一 第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三 (独立行政法人中 に係る業務運営 小企業基盤整備機構 (合併又は出資をしようとす 財務及び会計に関する省 項第二号 0 業 務 (産

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号

付け及び保存をしなければならない。一一のでは、「電磁的記録」という。)の備へいいで、「地方税関係帳簿」という。)に係る同項に規定する電表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿(以下第二十八

一〜三略

四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所

ができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保してお五 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすること

イ 略

条件を設定することができること。
日付 又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して

ハ 略

て準用する。この場合において、前項第五号イ中「、勘定科目、取引金において「地方税関係書類」という。)に係る電磁的記録の保存につい承認を受けている同項に規定する地方税関係書類(以下第二十八条まで注) が項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、

付け及び保存をしなければならない。

磁的記録(以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。)の備条までにおいて「地方税関係帳簿」という。)に係る同項に規定する電表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿(以下第二十八

一〜三略

四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所

くこと。ができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保してお五、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすること

イ 略

条件を設定することができること。ロー日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して

ハ 略

て準用する。この場合において、前項第五号イ中「、勘定科目、取引金において「地方税関係書類」という。)に係る電磁的記録の保存につい承認を受けている同項に規定する地方税関係書類(以下第二十八条まで法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人の当該2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、

- 」と読み替えるものとする。 「その他の日付 」と、同号ロ中「日付 又は金額」とあるのは「日付額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは

> | け」と読み替えるものとする。 | 「その他の日付け」と、同号ロ中「日付け又は金額」とあるのは「日付額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは

関係書類のうち、次に掲げる法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める書類は、地方税

3

書類とする。

して作成されたその他の書類棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関

を除く。) で称すで、その記載された契約金額又は受取金額が三万円未満のものその写し(契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の本の写し(契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券のを除く。)

する。
・ 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキャーを発出する。

5 略

一略

1

略

定めており、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程をる通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係

略

略

5

略

類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程をる通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係

定めている

略

1 略

(1) する日本工業規格をいう。 ものであること。 時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取る て同じ。)Ζ六○一六の五・一・一に規定する一般文書の変換 解像度が、日本工業規格(工業標準化法第十七条第一項に規定 第六号二 及び次条第一項第四号にお

(2)略

> 場合に限る。 百四十九条第

項に関連する地方税関係帳簿が、

項の承認を受けたものである場合に限る。)。

法第七百四十八条第一項又は第七

略

イ

略

(1)

時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取る する日本工業規格をいう。以下この項及び次条第一項第四号にお ものであること。 11 て同じ。)Ζ六○一六の四・一・一に規定する一般文書の変換 解像度が、日本工業規格(工業標準化法第十七条第一項に規定

(2)略

口 以下この号において同じ。)を行うこと。 関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項の認定を受け 又は商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第 に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名 た者をいう。 監督する者の電子署名 との電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接 項 第 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、 号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。 以下この号において同じ。 (認定認証事業者 により同法第二条第三項 (電子署名及び認証業務に の入力単位ご

(1)成する電磁的記録をいう。 用者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いら れる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作 当該電子署名を行つた日が当該電子署名に係る電子証明書 以下この号において同じ。 の有効期 (利

との 団法人日 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ご 本データ通信協会 電磁的記録の記録事項に一般財

口

下この号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。 務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。 が認定する業 以

(1) 及び(2)

略

間又は 商業登記法第十二条の二第 項 第一 一号の期間内であること

(2)とその他これらに類する事由に該当しないこと。 に記録された事項に事実と異なるものが発見されたものであるこ 電子証明書の失効の請求があつたものであること、 当該電子署名 が、 電子証明書の 有効期間 内におい て、 電子証明書 利用者か

(3)ことができること。 関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければなら 定する登記官に対して確認する方法その他の方法により確認する を通じ、 ないこととされている期間をいう。以下この号において同じ。 (1)及び(2)について、 認定認証事業者又は商業登記法第十二条の二 当該地方税関係書類の保存期間 一第五項に規 (地方税に

(4) \mathcal{O} の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。 括して検証することができること。 任意の期間を指定し、 課税期間 (地方税に関する法令の規定により地方税 当該期間内に行つた電子署名について、 の課税標準 中

ハ (1) 及び(2) 下この号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。 務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。 ータ通信協会という名称で設立された法人をいう。 れている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法 人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本デ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、 略 電子署名が行わ が認定する業

を保存すること。 当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報

=

び当該地方税関係書類の大きさに関する情報を保存すること。

当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の解像度、

階調及

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2)当該地方税関係書類の大きさに関する情報

略

 \equiv 接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直

几 めに必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに 記録事項の入力までの各事務について、 これに基づき当該各事務を処理すること。 当該地方税関係書類の作成又は受領から当該地方税関係書類に係る その適正な実施を確保するた

イ 相互に関連する当該各事務について、 それぞれ別の者が行う体制

口 う体制及び手続 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行

その報告 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合におい 原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

略

六 五

略

1

略

口 当該地方税関係書類と同程度に明瞭で あること。

及びニ 略

七 第一項第三号及び第五号の規定は、 法第七百四十八条第三項の承認

ホ 略

四三 略

略

イ

略

口 当該地方税関係書類と同程度に明りょうであること。

及びニ 略

五. 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認

」と読み替えるものとする。いて、第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「その他の日付いて、第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「その他の日付税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合におを受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方

6 あるのは の保存をすることができる。 記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手 係る部分に限る。 人は、 スプレ る事項を電磁的記録に記録する場合には、 ては を明らかにした書類 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法 の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録 1 地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されてい 「白色から黒色までの階調が」と、 とあるの 項第 |号イ(2)中 及び第四号に掲げる要件にかかわらず、 は (当該事務の責任者が定められているものに限る ーディスプレイ」と 「赤色、 この場合において、 緑色及び青色の階調がそれぞれ」 前項第一号、 同項第六号中 「カラープリンタ」とある 同項の規定の適用につ 第二号ハ (2)に 「カラー 当該電磁的 -ディ 6

(地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

のは

「プリンタ」とする。

第二十六条 略

略

帳簿の種類、取引年月日その他の日付 及び勘定科目(財ニ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、

(勘定科目が主

地方税関係

」と読み替えるものとする。いて、第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「その他の日付け、関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合におを受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方

る事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハ人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されている、法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法

の保存をすることができる。
。)の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手

(地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条

略

略

帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主一二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係

ルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィ要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。)

三略

ができるようにしておくこと。 世界の内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書のに、整然とした形式及び明瞭な。 大態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。 世界の内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書いる。 大きで、まやかに出力マイクロリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロリックの。 一人がに規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタの。 一人がに規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンのできるようにしておくこと。

五略

2

準用する同条第 とあるのは 要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、 係帳簿の種類、 る保存について準用する。 方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによ いる法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地 係る部分に限る。)の規定は、 同項第五号中 前条第一項 「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付 (同項第三号に係る部分に限る。) 及び前項 取引年月日その他の日付 「前条第一項第四号」とあるのは 項第四号」と読み替えるものとする。 この場合において、 法第七百四十九条第二項の承認を受けて 及び勘定科目 前項第二号中「地方税関 勘定科目を除く。 「前条第一 (勘定科目が主 (同項各号に 一項において لح

3及び4 w

ルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィ要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。)

三略

五略

2 係帳簿の種類、 準用する同条第 とあるのは 要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、 る保存について準用する。この場合において、 方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによ いる法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地 係る部分に限る。)の規定は、 同項第五号中 前条第一項 「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と (同項第三号に係る部分に限る。) 及び前項 取引年月日その他の日付け及び勘定科目 「前条第一項第四号」とあるのは 項第四号」と読み替えるものとする。 法第七百四十九条第二項の承認を受けて 前項第二号中「地方税関 勘定科目を除く。 「前条第二項において (勘定科目が主 (同項各号に

3及び4 略

附 則

の様式)

第二条の四 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特

げるところによるものとする。

例等に係る次の表の上欄に掲げる文書の様式は、

それぞれその下欄に掲

	て登一二耳の目行中依近矢電
	び 第十二頁の 申告寺列 通 印書)
第五十五号の七様式	申告特例通知書(法附則第七条第五項及
	七条第四項及び第十一項の変更届出)
第五十五号の六様式	申告特例申請事項変更届出書(法附則第
	び第十項の申請書)
第五十五号の五様式	申告特例申請書(法附則第七条第三項及
様式	文書の種類

(法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定

める事項)

省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務

団体に対する寄附金の額を支出した年月日その他参考となるべき事項と

する。

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋

附 則

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋

大臣の証明がされたものとする。は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通

一~七 略

八 倉庫 (床面積が三千平方メートル以上のものに限る。) であつて

流通加工の用に供する空間を有するもの

九 略

(法附則第十一条第十四項第一号の行為等)

第三条の二の十七略

であることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。 証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれか 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより

第四条の二削除

大臣の証明がされたものとする。は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通

一~七 略

八 略

第三条の二の十七の略(法附則第十一条第十四項第一号の行為

(道府県たばこ税に係る申告書等の特例)

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、合における第八条の五第一項、第八条の七及び第八条の九の規定の適用第四条の二 法附則第十二条の二の規定により道府県たばこ税を課する場

第四十八号の四様式	第十六号の七様式	第八条の九
第四十八号の三様式	第十六号の三様式	
第四十八号の二様式	第十六号様式	第八条の七
第四十八号の三様式	第十六号の三様式	
第四十八号の二様式	第十六号様式	第八条の五第一項

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機

関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 て 規定する自動車検査証 は ているものを除く。)とする。 あることが記載されているもの に係る道路運送車両法 天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車 .動車検査証」という。) 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性 (以下この条から)則第四条の六の二までにおい (昭和二十六年法律第百八十五号) に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスで (可燃性天然ガス以外の燃料が併記され 第五十八条に

分に応じ、当該各号に定める基準とする。
ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平日、土田戦争十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一

兀 \mathcal{O} 示 三・五トン以下の自動車 をいう。 適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定 [条の六の二までにおいて「細目告示」という。 車両総重量 (平成十四年国土交通省告示第六百十九号。 以下この条から附則第四条の六 (道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量 道路運送車両の保安基準の細目を定める告 の二までにおいて同じ。 以下この条から附則第 (平成十五年国土交 第四十一条第 項 が

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機

関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 ているものを除く。)とする。 あることが記載されているもの て 規定する自動車検査証 に係る道路運送車両法 は、 天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるも 「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスで 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可 (昭和二十六年法律第百八十五号) (以下この条から附則第四条の六 (可燃性天然ガス以外の燃料が併記され 第五十八条に までにお 燃性 0

0 第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定 四条の六まで 示 三・五トン以下の自動車 をいう。 適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 車両総重量 (平成十四年国土交通省告示第六百十九号。 以下この条及び附則第四条の六 (道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重 において「細目告示」という。 道路運送車両の保安基準の細目を定める告 以下この条から附則第 におい (平成十五年国土交 第四十一条第一 て同じ。 が

通省告示第千三百十八号。第八項において「適用関係告示」という。

第二十八条第百三十三項の基準

一略

3 が 動車の区分に応じ、 えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、 げる値、 : 平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超 \mathcal{O} 表の二に掲げる自動車については同表の二に掲げる値のそれぞれ十分 表 告 大臣が認定していること。 交通大臣が定める基準 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量 「特定基準」という。) に適合するものであることについて国土交通 このイに掲げる値、 九を超えない自動車で、 示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同 両総重量が三・五トン以下の自動車 同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、 当該各号に定める要件に該当する自動車とする。 同表の口に掲げる自動車については同表の口に掲 (以下この条から附則第四条の六までにおいて かつ、 その他の自動車排出ガスに係る国土 窒素酸化物の排出量が細目 次の各号に掲げる自 同

二略

4 6 略

7 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車

で総務省令で定めるもの

は、

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

第二十八条第百三十三項の基準

略

3

動車の区分に応じ、 えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、 が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超 げる値、 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の 交通大臣が定める基準(以下この条及び次条 表のイに掲げる値、 大臣が認定していること。 の九を超えない自動車で、 表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分 告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同 - 特定基準」という。) に適合するものであることについて国土交通 車両総重量が三・五トン以下の自動車 同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値 当該各号に定める要件に該当する自動車とする。 同表の口に掲げる自動車については同表の口に掲 かつ、 その他の自 窒素酸化物の排出量が 動車排出ガスに係る国 次の各号に掲げる自 において 排 細 出 同 土 目 量

二略

4 6 略

| 重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの| 7 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車又は車両総

掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表の口に掲げる自動一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに

。 に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに掲げる値の_____四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準

8及び9 略

五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・

要件に該当する自動車とする。

ていること。

でいること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成

。 に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準は同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ車については同表の口に掲げる値、同表のハに掲げる自動車について

土交通省告示第六十一号)第四条 - 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国

十パーセント向上達成車であることが記載されていること。 自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び当該度燃費基準達成レベル(以下この条及び次条において「平成二十七年

8及び9 略

車であることが記載されていること。

車であることが記載されていること。

中の上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成
上ベル」という。)が百二十五以上であること及び当該自動車に係る
とベル」という。)が百二十五以上であること及び当該自動車に係る

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも11 法附則第十二条の二の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・

略

12 略

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも3 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・

略

14

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも10 法附則第十二条の二の二第二項第四号口に規定する車両総重量が二・

略

のは、

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

十パーセント向上達成車 該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 可 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十 以上であること及び当

であることが記載されていること。

11 略

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも12 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・

一略

五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる計画を開発している。 一十パーセント向上達成車 であることが記載されていること。 芸自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 であることが記載されていること。

る要件に該当する自動車とする。

略

該自 十 五 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当 動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 ーセント向上達成車であることが記載されていること。

15

略

る要件に該当する自動車とする。

略

_ 該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十 セント向上達成車 であることが記載されていること。 以上であること及び当

14 略

 \mathcal{O}

17 16 15 ギー ギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、 法 て「エネルギー消費効率算定告示」という。 示で定める方法 エネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告 「十・十五モード法」 消費効率算定告示第 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十二年度基準エネル 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十七年度基準エネル (次条第十五項において「JCO八モード法」という。 消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、 (平成十八年国土交通省告示第三百五十号。 という。 一条第一号に掲げる方法) とする。 第一条第二号に掲げる方 (次条第十六項において) とする。 次項におい 自動車 エネルギ

自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるの とあるのは 七年度燃費基準達成レベル」という。 費基準達成・向上達成レベ の規定の適用については、 イに係る部分に限る。 法附則第十二条の二の二第三項において準用する同条第二項 「第三条第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、 の規定の適用がある場合における第七項第二号 同号中「第四条に規定する平成二十七年度燃 (以下この条及び次条において「平成二十 が百二十以上であること及び」 (第四号

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車

で総務省令で定

・ ……などり …… 日 …… いまり ・ …… ひょうしゅ こうじゅるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ__

に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに掲げる値の 四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準

燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であるこ

2 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・

五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる

要件に該当する自動車とする。

掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車又

- に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることは同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる値、同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車について は同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車について 室素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに

ていること。
、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定し、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定しは同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車について

日本。 「一平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であ こと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であ

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも3 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・

一略

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも4 法附則第十二条の二の三第二項第一号二に規定する車両総重量が二・

略

法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当

5

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも2 法附則第十二条の二の三第二項第一号口に規定する車両総重量が二・

一略

のは、

次に掲げる要件に該当する自動車とする

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 | 本別 | 大の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・を及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 | 大の当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・ | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・ | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・ | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・ | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・ | 本の二の三第二項第一号ハに規定する車が平成二十七年度

略

4 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・十パーセント向上達成車 であることが記載されていること。 該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十 以上であること及び当

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも

断

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であることする。 と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準 十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車(が書籍、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(がは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

略

る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント 8 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・ 五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度 燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。 こと。 ことが記載されていること。

のは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも

略

のは、 十パ 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満 当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成1 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも とする。 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・ と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること ーセント向上達成車 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十 であることが記載されている自動車に限る。 以上である自 一十七年度燃費基準 であるこ 動 軍(

5

略

る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度ニー 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満 であるこ 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満 であるこ

9 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車 向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

で総務省令で定めるもの

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

。 に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに掲げる値の 四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準

基準達成車であることが記載されていること。び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及

要件に該当する自動車とする。

でいること。 - 空素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に 型素数化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に でいること。

8 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は車両総上達成車 であることが記載されている自動車に限る。)とする。

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの

基準達成車であることが記載されていること。 び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及

度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されているこ こと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年 平成二十七年度燃費基準達成レベ ルが百 十五以上百二十未満である

11 0 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも は、 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・ 次に掲げる要件に該当する自動車とする

費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。 及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

12 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも は、 法附則第十二条の二の三第三項第一号ニに規定する車両総重量が二・

0

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

燃費基準十パ と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・ 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であるこ ーセント向上達成車であることが記載されていること。

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも

13

略

0

は、

次に掲げる要件に該当する自動車とする

平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

9 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・

0)

は、

次に掲げる要件に該当する自動車とする

10 のは、 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも 費基準達成車 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・ 及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃 次に掲げる要件に該当する自動車とする。 であることが記載されていること。 であること

11 0 五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも は、 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・ 燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満 次に掲げる要件に該当する自動車とする。 であるこ

略

平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 であること

費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃

自動車

略

費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

16 法附則第十二条の二の三第三項第二号二に規定する車両総重量が三・16 法附則第十二条の二の三第三項第二号二に規定する車両総重量が三・16 法附則第十二条の二の三第三項第二号二に規定する車両総重量が三・

重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの17 法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総

のは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも費基準達成車 であることが記載されていること。

12

限る。)とする。 燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に

(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度

略

 費基準達成車
 であることが記載されていること。

 及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃

 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 であること

ギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、JC○八15 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十七年度基準エネル

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに 地に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車については同表の二に掲げる値、同表の二に掲げる値、同表の口に掲げる自動車については同表の二に掲げる自動車については同表の二に掲げる値、同表の口に掲げる自動車については同表の二に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車については同表の二に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車については同表の二に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車について国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることに過ぎます。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のバス又は下ラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上を開車が平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上を開車が平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上を開車が平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃

16

ものであることについて国土交通大臣が認定していること。掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに

び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費一平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及

モード法とする。

モード法とする。ギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、十・十五米ー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、十・十五法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十二年度基準エネル

基準達成車であることが記載されていること。

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも9 法附則第十二条の二の三第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・

のは、

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- ものであることについて国土交通大臣が認定していること。掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに
- 費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

 及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃

 工 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

17 という。 ト向上達成車」とする。 ていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準二十五パーセン に適合すること並びに」と、 未満であること及び」 び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」 自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及 動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは の評価及び公表に関する実施要領 が百十以上百二十未満であること及び」とあるのは 適用については、 規定の適用がある場合における第一項第二号及び第八項第二号の規定の イに係る部分に限る。 とあるの 法附則第十二条の二の三第四項において準用する同条第二項 第八項第二号中 第三条第七号に掲げる基準に適合すること並びに」 は 「自動車の平成」 第一 「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十 とあるのは 項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベル 又は第三項 「自動車が平成二十七年度燃費基準達成車 一十七年度エネルギ (第八項第二号において「実施要領」 「実施要領第三条第六号に掲げる基準 (第一号イに係る部分に限る。 ―消費効率が算定され 「自動車の燃費性能 کے (第一号 自 \mathcal{O}

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも20 法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・

のは、

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第

こと。

- 基準達成車であることが記載されていること。

 び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費

 工 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及
- 21 法附則第十二条の二の三第四項第二号口に規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるも動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃
- 合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適室素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第
- 基準達成車であることが記載されていること。 び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費 一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及
- 車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセ七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車(当該自動工トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十五トンを超

23

国際のであることについて国土交通大臣が認定していることに満げる自動車については同表の口に掲げる値、同表の八に掲げる自動車については同表の口に掲げる値、同表の八に掲げる自動車については同表の口に掲げる値、同表の八に掲げる自動車についてに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものである。

費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃売工一平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

等)
| 一消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法| | 一消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法| (法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年度基準エネルギ

方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネル率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効

- の条において「JC○八モード法」という。)とする。 ギー消費効率算定告示」という。)第一条第二号に掲げる方法(以下こ
- ネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。 エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エ2 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 法附則第十二条の二の五第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令
- ものであることについて国土交通大臣が認定していること。 掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する 室素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに
- | 実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値(以下この条において「十・十五モード燃費値」という。)が同条第一号に規定する平に一二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成二二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率(法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率(法附則第十二条の二の条において同じ。)が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが。以下この条において同じ。)が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- ていること。 ・特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定し 車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車について は同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車について は同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車について を素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に
- 二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に 百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に 消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃 費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること 費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令
- ものであることについて国土交通大臣が認定していること。 掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに
- □ 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五が一ととのであることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五が一ととのであることが記載されていること 「一方の百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること 「一方の百六十五が一ととの百六十五を乗じて得た数値以上であることが記載されていること

- ていること。

 空素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に 空素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に といること。
- 基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係一十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令
- ものであることについて国土交通大臣が認定していること。掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する一窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに
- 費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係一 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に

- 8 法附則第十二条の二の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 当する自動車とする。
 五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該
- □ 一十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に 一十・十五モード燃費値が平成二十二年度燃 一方の百四十四を乗じて得た数値以上であることが記載されていること であること並びに当該自動車に 一方の百四十四を乗じて得た数値以上であることが記載されていること であること並びに当該自動車に 一方の百四十四を乗じて得た数値以上であることが記載されていること であることが記載されていること であることが記載されていること であることが記載されていること
- 要件に該当する自動車とする。 量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する乗用車又は車両総重
- は同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車についてと問表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動室素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに

に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに適合するものであることについて国土交通大臣が認定していることに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準

要件に該当する自動車とする。 量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する乗用車又は車両総重

消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に一十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に

- 費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること

(法附則第十二条の二の五第六項の路線バス等)

第四条の六の二 法附則第十二条の二の五第六項に規定する乗降口から車第四条の六の二 法附則第十二条の二の五第六項に規定する乗降口から車

- 場化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とする 大交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円 設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国 設工、基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施 2 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑
- 付きバスであることが記載されているものとする。 ものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフトに乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定める3 法附則第十二条の二の五第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑
- 十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三4 法附則第十二条の二の五第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑

の基準とする。

法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第四項に規定する乗降口から車第四条の六 法附則第十二条の二の五第四項に規定する。

- 。 『化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とする 土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円 設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国 化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑
- 付きバスであることが記載されているものとする。 ものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフトに乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定める3 法附則第十二条の二の五第五項に規定する車椅子を使用したまま円滑

- 5 られているノンステップバスの基準等を定める告示(平成二十四年国土 動 0 ンタクシーであることが記載されているものとする。 当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザイ 交通省告示第二百五十七号) \$等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定め 利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、 法附則第十二条の二の五第八項に規定する高齢者、 第四条第一項の認定を受けたものとして、 障害者等の移動上 移
- 6 十五条第一 化基準で総務省令で定めるものは、 法附則第十二条の二の五第八項第二号に規定する公共交通移動等円滑 項の基準とする。 公共交通移動等円滑化基準省令第四
- 7 であることが記載されているものとする。 同 御装置を 項に 及び衝突被害軽減制動制御装置 当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置 法附則第十二条の二の五第九項に規定する総務省令で定める自動車は .規定する車両安定性制御装置をいう。 いう。 第十三項及び第十四項において同じ。 (同項に規定する衝突被害軽減制動制 以下この条にお を搭載した車両 て同じ。
- 8 用車は、 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定める乗 法附則第十二条の二の五第九項第 乗車定員が十人であり、 かつ、立席を有しないものとする。 一号に規定する総務省令で定めるバ

9

ス

んは、

立席を有しないものとする。

10 定めるものは、 に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で 附則第十二条の二 細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第 一の五第九項第一 号に規定する車両安定性制御 装置

- 5 交通省告示第二百五十七号) ンタクシーであることが記載されているものとする。 当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザイ られているノンステップバスの基準等を定める告示 動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定め の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、 法附則第十二条の二の五第六項に規定する高齢者、 第四条第一項の認定を受けたものとして、 (平成二十四年国土 障害者等の 移動上 移
- 6 十五条第一項の基準とする。 化基準で総務省令で定めるものは、 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動 公共交通移動等円滑化基準省令第四 等円
- 7 当該自動車に係る自動車検査証に当該自動 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定める自 車 が 動 車

は

衝 突被害軽減制 動制御装置

を搭載した車 両

であることが記載されているものとする。

- 8 用車は、 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗 乗車定員が十人であり、 かつ、 立席を有しないものとする。
- 9 スは、 法附則第十二条の二の五第七項第 立席を有しないものとする。 一号に規定する総務省令で定めるバ

総務省令で定めるもの

御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準
で

御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準
で

は附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制
一号の基準(車両安定性制御装置に係るものに限る。)とする。

は、細目告示第十五条第七項及び

第九十三条第八項の基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は

記載されているものとする。

又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることがは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置

ようとする場合 次に掲げる事項(同条第一項第一号から第三号まで一 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 法附則第十二条の二の五第十二項に規定する総務省令で定める事項は

| 10 | 法附則第十二条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。 | 日告示第九十三条第八項の基準とする。

輪荷重が記載されているものとする。 運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路11 法附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令

ようとする場合 次に掲げる事項(同条第一項第一号から第三号まで一 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受け、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 法附則第十二条の二の五第八項 に規定する総務省令で定める事項は

.、。) 又は第六号に掲げる場合にあつては、ハからへまでに掲げる事項を除

けようとする旨 イ 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受

ロ〜へ 略

ようとする場合 次に掲げる事項 | 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受け

けようとする旨
イ 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受

ロ及びハ 略

ては、二に掲げる事項を除く。)で、第十項及び第十一項第三号から第五号までに掲げる自動車にあつけようとする場合がに掲げる事項(同条第九項第二号から第四号ま二法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受

受けようとする旨
イ 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を

ロ〜ニ 略

百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により指げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第年に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつまでの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化までの規定の規定の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により規定を表示している。

又は第五号に掲げる場合にあつては、ハからへまでに掲げる事項を除

- 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受

けようとする旨

ロ〜へ 略

ようとする場合 次に掲げる事項 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受け

けようとする旨 イ 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受

口及びハ 略

三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合

次に掲げる事項(同項第二号及び第三号

に掲げる自動車にあ

0

ては、ニに掲げる事項を除く。)

イ 法附則第十二条の二の五第七項

の規定の

適用

受けようとする旨

ロ〜ニ

略

百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定 等に掲げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第 等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつまでの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化 前項第一号ハからへまで(法附則第十二条の二の五第一項から第三項 13 前項第一号ハからへまで(法附則第十二条の二の五第一項から第三項

に により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合 限り、 前 項の規定にかかわらず、 記載を省略することができる

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七

- 1 信の用に供する機械及びレー 音波機械 政令附 則 整備教育用エンジン、 第十条の一 0) 第 ダーの整備用機械等とする。 一項に規定する総務省令で定めるものは、 火砲及び誘導武器の発射装置並びに通
- 2 者とする。 使用して行われるものをいう。)の全ての 者で総務省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第五項に規定する委託を受けて農作業を行う 農作業のうち基幹的な作業 委託を受けて農作業を行う (専ら機械を
- 3 る素材生産業を営む者とする。 省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第五項に規定する素材生産業を営む者で総務 前年度の素材の生産量が千立方メートル以上であ
- 4 規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリ 務省令で定めるものは、 ト工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定するとび・土工工事業で総 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第三条の
- 5 供用、 総務省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する航空運送サービス業で 航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とす 飛行場において航空機への旅客乗降用設備の

に限り、 により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合 前項の規定にかかわらず、 記載を省略することができる。

、軽油引取税の課税免除の特例

第四条の七 政令附則第十条の二の二の 表の第 号の下欄に規 定する総務

- 2 省令で定める場合は、 政令附則第十条の一 <u>の</u> 二 試運転又は訓練を行う場合とする。 の表の第一 一号の下欄に規定する機 械で 総務省
- 令で定めるものは、 電波機械、 高射砲等の駆動装置 並びに通
- 信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等とする。
- 3 者とする。 使用して行われるものをいう。)のすべての委託を受けて農作業を行う 者で総務省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第四項に規定する委託を受けて農作業を行う 農作業のうち基幹的な作業 (専ら機械を
- 4 る素材生産業を営む者とする。 省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第四項に規定する素材生産業を営む者で総務 前年度の素材の生産量が千立方メートル以上であ
- 5 規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリ 務省令で定めるものは、 ト工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。 政令附則第十条の二の二第六項 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) に規定するとび・土工工事業で総 第三条の
- 6 供用、 総務省令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第六項 航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とす 飛行場において航空機への旅客乗降用設備の に規定する航空運送サービス業で

る。

7

る。

6 空港、 港、 児島空港、 福岡空港、 島空港、 京国際空港、 令で定めるものは、 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省 関西国際空港、 女満別空港、 山口宇部空港、 奄美空港、 北九州空港、 新潟空港、 大阪国際空港、 青森空港、 新千歳空港、 那覇空港、 富山空港、 長崎空港、 高松空港、 仙台空港、 宮古空港及び石垣空港とする。 旭川空港、 熊本空港、 神戸空港、 小松飛行場、 徳島飛行場、 秋田空港、 釧路空港、 大分空港、 出雲空港、 松山空港、 静岡空港、 成田国際空港、 帯広空港、 宮崎空港、 岡山空港、 高知空港、 中部国際空 函館 広 鹿 東

イクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。 造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーテで定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製7 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令

し、又は経営する事業とする。で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設8 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材市場業で総務省令8

るバーク堆肥製造業 とする。十二条第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われって定めるものは、肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二9 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で 総務省

10 及び 11 略

> 島空港、 港、 空港、 行場 児島空港、 福岡空港、 京国際空港、 政令附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛 関西国際空港、 女満別空港、 山口宇部空港、 奄美空港、 北九州空港、 新潟空港、 は、 大阪国際空港、 青森空港、 新千歳空港、 那覇空港、 長崎空港、 高松空港、 富山空港、 仙台空港、 宮古空港及び石垣空港とする。 旭川空港 熊本空港、 神戸空港、 小松飛行場、 徳島飛行場、 秋田空港、 釧路空港、 出雲空港、 大分空港、 松山空港、 静岡空港、 成田国際空港、 帯広空港、 宮崎空港、 岡山空港、 中部国際空 高知空港、 函館 広 鹿 東

イクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーテで定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製の合附則第十条の二の二第六項 に規定する木材加工業で総務省令

し、又は経営する事業とする。で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設9 政令附則第十条の二の二第六項 に規定する木材市場業で総務省令

oバークたい肥製造業とする。 十二条第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われ令で定めるものは、肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二の一政令附則第十条の二の二第六項 に規定するたい肥製造業で総務省

11 及び 12 略

る字句とする。欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ

に足りる書類	氏名又は夕しを行つた	告対象免税	その数量が	引取りを行	一 報告対象	第二項第十六号の三十様式						には、その	(その事宝	する事実及	象免税軽油	使用者証に	に行つた当	第一項 八 当該報告
	氏名又は名称を証するしを行つた販売業者の	告対象免税軽油の引渡	その数量並びに当該報	行つた日及び	報告対象免税軽油の						πI	その旨)	の事実がない場合	する事実及びその数量	畑の使用に関	使用者証に係る報告対	に行つた当該免税軽油	当該報告対象期間内 1
一の二 法附則第十二条に足りる書類	氏名又は名称を証するしを行つた販売業者の	告対象免税軽油の引渡	その数量並びに当該報	引取りを行つた日及び	一報告対象免税軽油の	第十六号の三十の二様式	る事実及びその数量	に規定する譲渡に関す	十二条の二の七第五項	間内に行つた法附則第	八の二 当該報告対象期	には、その旨)	(その事実がない場合	する事実及びその数量	象免税軽油の使用に関	使用者証に係る報告対	に行つた当該免税軽油	八 当該報告対象期間内

	前二号	前号	第二項第二号
_			
	するに足りる書類		
	及び譲渡先の名称を証		
	する譲渡を行つた数量		
	の二の七第五項に規定		

13 略

第四条の八

略

号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。 規定による免税証の手続に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の

定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。3 政令附則第十条の二の二第十項において準用する第四十三条の四の規

(法附則第十二条の三第四項第二号の基準等)

第五条の二略

2 5 略

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省6 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

おいて「実施要領」という。) 第四条に規定する平成二十七年度燃費一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(以下この条に

13 略

第四条の八

略

号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。 規定による免税証の手続に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六2 政令附則第十条の二の二第七項において準用する第四十三条の十五の

定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。3 政令附則第十条の二の二第九項において準用する第四十三条の四の規

(法附則第十二条の三第四項第二号の基準等)

第五条の二略

2 5 略

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省6 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

おいて「実施要領」という。) 第四条に規定する平成二十七年度燃費一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領 (以下この条に

基準達成・向上達成レベル(以下この条において「平成二十七年度燃 世界とのであることが記載されていた。)が百十以上であることが記載されていた。)が百十以上であること及び当該自動車 大工年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達 大工年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

略

7 及 び 8 略

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省9 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

----車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であるこ すとは平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成

年度燃費基準達成車であること。 、 平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二 、 当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車

略

に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パー費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該自動車基準達成・向上達成レベル(以下この条において「平成二十七年度燃

セント向上達成車

ること。十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されてい

又は平成二

略

7及び8 略

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省9 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

費基準達成車であることが記載されていること。一 平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車かつ平成三十二年度燃炉の表の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルであること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要

二略

5 14 略

、政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域、

第五条の三 域は、 区域、 域、 堺市の区域、 0) 町 市街化区域に限る。)とする。 田市の区域、 流山市の区域、 生駒市 つくば市の区域、 さいたま市の区域、 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区 の区域、 川西市の区域及び三田市 多摩市の区域、 船橋市の区域、 東大阪市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 一の区域 豊中市の区域、 市川市の区域、 (都市計画法第七条第二項 大和市の区域、 川口市の区域 八王子市の区域、 吹田市の区域 松戸市の 奈良市の 区

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

25 る。 第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとす 河 十七条第 記載された検査済証その 荊 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類 浸 水被害対策法施行規則 一号ロに掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号 他 の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条 (平成十六年国土交通省令第六十四 覚は 特定都 号) 第 市

省令で定めるものは、 法附則第十五条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で総務 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するも

26

〈政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域〉

第五条の三 堺市の区域、 区域、 域、 の市街化区域に限る。)とする。 町 の区域、さいたま市の区域、 は、つくば市の区域、 田市の区域、 流山市の区域、 生 駒市の区域、 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区域 川西市の区域及び三田市 多摩市の区域、 船橋市の区域、 つくばみらい市の区域、 東大阪市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 一の区域 豊中市 市川市の区域、 (都市計画法第七条第二項 の区域、 大和市の区域、 川口市の区域 八王子市の区 吹田市の 松戸市 奈良市 鳩ヶ谷市 区 域 域、 の区 0

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 24 略

25 省令で定めるものは、 法附則第十五条第九項 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するも に規定する電気を動力源とする自動車で総務

の以外のものとする。

28 及び 29 略

に掲げる要件に該当する船舶とする。30 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次

一及び二 略

31 略

32 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものとする。

に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。る償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれか33 法附則第十五条第十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資す

一~八 略

げる車両とする。34 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲

降口」という。)を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高一 踏段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口(次号において「特定乗

の以外のものとする。

27 及び 28 略

に掲げる要件に該当する船舶とする。29 法附則第十五条第十項 に規定する総務省令で定める国際船舶は、

次

及び二略

30 略

31 法附則第十五条第十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものとする。

に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。る償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれか32 法附則第十五条第十二項に規定する車両の運行の安全性の向上に資す

一~八略

げる車両とする。 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲

降口」という。)を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高一 踏段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口(次号において「特定乗

さが軌条面から四百ミリメートル以内である車両

一略

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める55 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の

一略

ら観光の用に供するものを除く。)のうち次に掲げる要件のいずれから観光の用に供するものを除く。)のうち次に掲げる要件のいずれか成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの(専二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編二

に該当するもの

一当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であり、かつ電力回生

ブレーキを有すること。

装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有すること。

当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事

一及び二略

37 ~ 39 略

のは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。 40 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

41 及び 42 略

定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に33 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で

さが軌条面から五百ミリメートル以内である車両

略

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める34 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の

一略

ら観光の用に供するものを除く。)
成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの(専二)代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事

一及び二 略

35

36 38 略

| のは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。 | 39 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

40 及び 41 略

定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に2 法附則第十五条第二十二項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で

ところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定める

安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。 若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう4 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める

設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。 | 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の

一~四略

46 略

48 及び49 略

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 50 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定める

51 ~ 54 略

るものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、55 法附則第十五条第三十三項に規定する認定発電設備で総務省令で定め

ところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定める

一~四略

安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。 ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定める

設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。4 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他

~ 四 略

45 略

46 法附則第十五条第二十五項に規定する基準適合表示で総務省令で定める。

47 及び 48 略

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 4 2 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定める

50 53 略

るものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、4 法附則第十五条第三十一項に規定する認定発電設備で総務省令で定め

のとする。

56

55

つては、 式 する。)に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置 もののうち、 廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらの にエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器 に は センサー付三元触媒方式のものに限る。 は、 上となる場合のこれらのもの(発電出力が十キロワット未満のものにあ タービン 蓄熱槽、 おいて同じ。)及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並び 法附則第十 再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。 熱電併給型動力発生装置(エンジン(希薄燃焼方式又はダブル酸素 当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものと 冷却装置、 (予混合希薄燃焼方式、 発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以 五条第三十四項に規定する機械類で総務省令で定めるもの 系統連系用保護装置、 低温選択還元脱硝方式、熱電可変方 以下この項において同じ。 ポンプ又は配管を含む。 以下この項 ン 又

つては、 式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。 する。)に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置 上となる場合のこれらのもの(発電出力が十キロワット未満のものにあ もののうち、 廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらの にエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器′ において同じ。)及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー はタービン(予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、 センサー付三元触媒方式のものに限る。 は、 蓄熱槽、 法附則第十五条第三十二項に規定する機械類で総務省令で定めるも 熱電併給型動力発生装置(エンジン(希薄燃焼方式又はダブル酸素 当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのも 冷却装置、 発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以 系統連系用保護装置、 以下この項において同じ。 ポンプ又は配管を含む。 熱電可変方 以下この項 のと 並 又

てい

ない場合にあつては

第

一号に掲げる要件に限る。

のいずれにも

であつて、

次に掲げる要件

(第二号の比較の対象となる設備が販売され

該当するものとする。

する年度又はその前年度であるものを含む。 する年度が も新しい型式区分に属するもの のうち 間をいう。 前の日の属する年度 う。)が に係る販売が開始された日(以下この項において「販売開始日」とい 区分した場合の各区分 の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により 当該熱電併給型動力発生装置の属する同一 当該熱電併給型動力発生装置が、 当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点にお 当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年 以下この号において同じ。 当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属 (その年の一月一日から十二月三十一日までの期 (以下この項において (当該型式区分に係る販売開始日 型式区分に係る販売開始日が最 開始の日以後の日であるも の製造業者が製造した同) であること。 |型式区分| という。 · の 属

が年平均一パーセント以上向上しているものであること。 ・ 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開 ・ 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開 ・ 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開

57

法附則第十五条第三十五項に規定する補強のための工事で総務省令で

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令

(平成二十

56

定めるものは、

令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事五年国土交通省令第十六号) 第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同

令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事五年国土交通省令第十六号)第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成二十法附則第十五条第三十三項に規定する補強のための工事で総務省令で

とする。

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 59 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定める

60

条第一 合には、 行規則 整備計画 ることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備 定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであ あつた場合には、 設備等整備計画 のであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送 項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なも 実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、 搬型のものを除く。 法附則第十五条第三十八項に規定する災害時における放送法第六十四 項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) その変更後のもの) (同令第百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場 (同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認が その変更後のもの)) とする に記載されたもの 又は同令第百一条の二 (電源設備にあつては) 第八十六条の二第一 第一 放送法施 項の規 59

のは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるも話、法附則第十五条第三十九項に規定する地下街等における洪水時の避難

とする。

合には、 行規則 可搬型のものを除く。 整備計画 ることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備 定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであ あつた場合には、 設備等整備計画 のであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放 項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なも 実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、 条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) その変更後のもの) (同令第百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場 (同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認が その変更後のもの)又は同令第百一条の一) とする に記載されたもの (電源設備にあつては 第八十六条の二第一 第一 放送法施 項の規 確

のは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるも法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時の避難

60

一及び二 略

63 規定する認定区域計画に記載されたものとする。 に限る。 のうち基礎研究又は応用研究 法 るものにあつては、 二十六年内閣府令第二十号) 第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則 令で定めるものは、 る事業であつて、 法附則第十五条第四十 (平成七年法律第百三十号))に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に 基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省 製造に係るものを除く。)であつて、 国家戦略特別区域法 項に規定する医療に関する研究開発を実施す 第一条第二号に掲げる事業 (収益を生ずるまでに長期間を要するも 第九条第二項第一号に規定する研究開発 (平成二十五年法律第百七号) (同号イに掲げ 科学技術基本 (平成 $\bar{\mathcal{O}}$ 62

があつた場合には、その変更後のもの)とする。 に規定する実施主体の国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定 法附則第十五条第四十一項に規定する総務省令で定める計画は、同項

65 67 略

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2 7 略

61 法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める機器は、次に

掲げる機器とする。

一及び二 略

に限る。 のうち基礎研究又は応用研究 規定する認定区域計画に記載されたものとする。 法 るものにあつては、 二十六年内閣府令第二十号) 第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則 令で定めるものは、 る事業であつて、 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施 (平成七年法律第百三十号) 第九条第二項第一号に規定する研究開)に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に 基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省 製造に係るものを除く。)であつて、 国家戦略特別区域法 第一条第二号に掲げる事業 (収益を生ずるまでに長期間を要するも (平成二十五年法律第百七号) (同号イに掲げ 科学技術基 (平成 \mathcal{O}

63 計画 があ による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第 に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、 (同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の た場合には、 その変更後のもの)とする 項の事 項 *業実施 0 規定 確 同 項

64 ~ 66 略

第七条 略

(政令附則第十二条の割合の補正等)

2 ² ⁷ 略

	第八条の三の三 法附則第三十条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然
	として用いる軽自動車等)
	(法附則第三十条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料
第7条の三の三 町	9/今の三の二 町
特	特
第八条の三の二 削除	
10	10~13 略
一〜三略	一〜三 略
	一号の書類は、添付することを要しない。
	する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第
に掲げる書類とする。	に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定
9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次	9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次
一~五略	一~五 略
	付することを要しない。
	次項において同じ。)を記載して提出したときは、第一号の書類は、添
	番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。
	識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人
	る申告書に当該納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を
掲げる書類とする。	掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定す
8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に	8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に

が併記されているものを除く。)とする。
「大然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料条において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車検査証(以下この事に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この事に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この事に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この事に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車を終務省令で定めるものはがスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものはが

- 3 認定している軽自動車とする。 定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が 車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準 げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、 表のイに掲げる値 告示第四十一条第 然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、 十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天 法附則第三十条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二 項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同 同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲 窒素酸化物の排出量が細目 (以下この条において かつ、 その他の自動 特
- に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費4 法附則第三十条第二項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等

るエネルギー消費効率をいう。)とする。
当該各号に定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で

- ネルギー消費効率 に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準工るエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準工るエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号
- スルギー消費効率 に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関す をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号
- 応じ、当該各号に定める値とする。 物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化活附則第三十条第二項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適
- のイ窒素酸化物の欄に掲げる値 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車 同表
- のニ窒素酸化物の欄に掲げる値 一細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車 同表
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令法附則第三十条第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十

6

- 基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

 な軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費

 大いて「実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年度

 大いて「実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年度
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令 、法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十
- 向上達成車であることが記載されていること。 車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動」という。)が百三十五以上であることが記載されていること。
- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十

8

- で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令 3 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十

第八条の四削除

(市町村たばこ税に係る申告書等の特例)

いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ合における第十六条の二の四第一項及び第十六条の四の規定の適用につ第八条の四 法附則第三十条の二の規定により市町村たばこ税を課する場

(政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類)

第二十二条の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で貸し付り整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するに対している書面により明らかにされているものとする。

2 略

(法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等)

第二十四条の二略

第百四十七号)第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備されたの写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書2 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第十六条の二の四	第三十四号の二の二	第四十八号の六様式
	様式第三十四号の二の二	第四十八号の
第十六条の四	第三十四号の二の六	第四十八号の
	様式	

(政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類:

第二十二条の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定等二十二条の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定

2 略

(法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等

第二十四条の二略

第百四十七号)第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備されたの写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書2 政令附則第三十三条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、

り明らかにされているものとする。の取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面によ工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、そ

第三十号様式(第十四条関係)

第30号様式(別表を含む。)記載要領

1及び2 略

3 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和28年総理府令第91号)本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。

4 上記以外の記載事項については、<u>第26号様式(別表を含む。)記載</u> 要<u>領</u>に準じて記載すること。

備兆 略

第三十二号様式(第十四条関係)

第32号様式記載要領

1及び2 略

り明らかにされているものとする。の取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面によ工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、そ

第三十号様式(第十四条関係)

|第30号様式(別表を含む。)記載心得

1及び2 略

3 種類別明細書の「所在市町村」の欄には、固定資産が賦課期日現在 において所在する市町村名を書くこと。この場合において、償却資産 が2以上の市町村にわたつて所在するときは各市町村に所在する固定 資産の明細を記載した書類を添付し、当該固定資産の明細を記載した 書類には、当該固定資産の決定価格および課税標準額を当該償却資産 が所在する市町村に配分するために必要なものとして道府県知事また は総務大臣が求める事項を記載すること。

4 上記以外の記載事項については、<u>第26号様式(別表を含む。)記載 心得</u>に準じて記載すること。

痛兆 路

第三十二号様式(第十四条関係)

第32号様式記載要領

1及び2 黙

- ယ 「用途」の欄には、以下により記載すること。
- 1 木造家屋にあっては、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅_ _、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭

、事務所、銀行、店舗、劇場_ 家、簡易附属家、土蔵又はその他の別 _、病院、工場、倉庫、附属

2 場、倉庫、市場 一ト、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物 木造以外の家屋にあっては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパ l, H

__又はその他の別

 $4 \sim 6$ 器

- ယ 「用途」の欄には、以下により記載すること。
- 1 家、簡易附属家、土蔵又はその他の別 、事務所、銀行、店舗、劇場、公衆浴場、病院、工場、倉庫、附属 <u>農家住宅、酪農舎</u>、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭 木造家屋にあっては、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、
- 2)_又はその他の別 場、倉庫、市場、水力発電所(発電機室)、水力発電所(配電機室 ート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物<u>、銀行</u>、エ 木造以外の家屋にあっては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパ

 $4 \sim 6$ 器

)の一部改正) 附則第十条による改正(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号

											法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年		法令名	別表(第三条関係)	改
第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条第四項、第六百三条の二の二第二項及び	一条第六項(第六百二条第二項、	含む。)、第十九条の	百七十四条第二項にお	第四項(第七十四条の・	れらの規定を第一条第二項、第十六条の五	含む。)、第十一条第一項及び第二項(こ	第一条の五第二項において準用する場合を	行令(昭和二十五年政))及び第八条の四第二項並びに地方税法施	の三第二項において準用する場合を含む。	第一条第二項、第八条の二第三項(第八条	第八条第三項及び第四項	略	条		正案
並びに附則第三十一の二の二第二項及び	条第二項、第六百三	第十九条の七第三項及び第六百	いて準用する場合を	(第七十四条の十一第二項及び第四	二項、第十六条の五	一項及び第二項(こ	いて準用する場合を	(昭和二十五年政令第二百四十五号)	項並びに地方税法施	用する場合を含む。	の二第三項(第八条	項(これらの規定を		項		
													ı		別	
											法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年		法令名	別表(第三条関係)	現
第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条第四項、第六百三条の二の二第二項及び	一条第六項(第六百二条第二項、第六百三	含む。)、第十九条の七第三項及び第六百	百七十四条第二項において準用する場合を	第四項(第七十四条の十一第二項及び第四	れらの規定を第一条第二項、第十六条の五	含む。)、第十一条第一項及び第二項	第一条の五第二項において準用する場合を	行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))及び第八条の四第二項並びに地方税法施	の三第二項において準用する場合を含む。	法律第二百二十六号)第一条第二項、第八条の二第三項(第八条	$\overline{}$	略	令		現

含む。 三項、 する場合を含む。)、第十四条の十八第二 項及び第十四条の十一第二項において準用 む。)、第十四条の九第三項(第一条第二 おいて準用する場合を含む。)、第十三条 第三項において準用する場合を含む。)に 条の三の二第四項及び第三十一条の三の三 条の三十九の四第三項、 第五十五条の二第三項、 五の二第三項、 第三項までについては第一条第二項におい 七の二第三項、 第七十二条の三十九の二第三項、第七十二 ては第一条第二項及び第十五条の六の二第 十五条の二の二 三項において準用する場合を含む。 (第一条第二項において準用する場合を含 第百二十五条第五項、 項については第一条第二項、 (第一条第二項において準用する場合を 第十五条の二第七項及び第八項につい 第七十二条の三十八の二第十二項、 第七項及び第八項(同条第一項から 第十五条の二第一項から第三項 第一 第七十三条の二十五第三項 第十五条の六の二第三項、 項及び第二項 第五十五条の四第 第百四十四条の二 第七十二条の五十 第十五条の (同条第)、 第

							項	する場合を含む。)、第十四条の十八第二	項及び第十四条の十一第二項において準用	む。)、第十四条の九第三項(第一条第二	(第一条第二項において準用する場合を含	おいて準用する場合を含む。)、第十三条	第三項において準用する場合を含む。)に	条の三の二第四項及ひ第三十一条の三の三

五十五条の二第四項、第五十五条の四第四 の二第二項については第一条第二項、第十 条の三の四第七項において、第十五条の二 第三百二十一条の十一の三第三項及び第六 おいて準用する場合を含む。)、第十五条 五第十項及び第三十一条の三の四第七項に 附則第二十九条の四第二項、第二十九条の 百一条第六項並びに附則第二十九条の四第 の三第三項及び第六百一条第六項並びに 第百四十四条の二十九第二項、第三百 第七十二条の五十七の二第三項、 第五十五条の四第三項、第七十二条の 第二十九条の五第十項及び第三十一 第三百二十一条の十一の二第三項、 第十五条の六の三第二項、第 第三百二十一条の七の十二第 第七十二条の三十九の四第三 第七十二条の三十九 第三百二十一条の十 第五十五条の二第三 第百二十五条第五 第十五条の五 第三百二十一 第七

の二第三項、

三十八の二第十二項、

五条の六の二第三項、

十三条の二十五第三項、

条の十一の二第三項、

一十一条の七の十二第三項、

三項、

二項、

十九第二項、

の三第三項

(第一条第二項、

の三第二項、

項並びに第二十条の十(これらの規定を第 条の四第十二項において準用する場合を含 項において準用する場合を含む。)、第十 項及び第六項(これらの規定を第一条第二 れらの規定を第七百三十四条第三項におい む。)、第二十条の九の三第一項及び第三 六条の四第二項(第一条第二項及び第十六 九条の四第二項、 項及び第六百一条第六項並びに附則第二十 の三十九の四第四項、 七十二条の三十九の二第四項、 十六条の二第二項並びに第十六条の三第四 する場合を含む。 び第三十一条の三の四第七項において準用 七の十二第四項、 十四条の二十九第二項、 の二第四項 て準用する場合を含む。)、第四十五条の 一第四項、 条第二項において準用する場合を含む。 第十五条の六の二第一項及び第二項、第 第二十六条第三項及び第四十三条(こ 第七十二条の三十八の二第十二項、 第三百二十一条の十一の三第四 第百二十五条第五項 第三百二十一条の十一の 第二十九条の五第十項及 第十五条の四第二項 第七十二条の五十七 第三百二十一条の 第七十二条 第百四 第

 て準用する場合を含む。)、第四十五条のれらの規定を第七百三十四条第三項におい
)、第二十六条第三項及び第四十三条(こ
一条第二項において準用する場合を含む。
項並びに第二十条の十(これらの規定を第
む。)、第二十条の九の三第一項及び第三
条の四第十二項において準用する場合を含
六条の四第二項(第一条第二項及び第十六
項において準用する場合を含む。)、第十
項及び第六項(これらの規定を第一条第二
十六条の二第二項並びに第十六条の三第四
第
、第十五条の四第二項

四条第三項において準用する場合を含む。 五十三条第三十七項及び第三十八項につい 二十二項、第二十三項及び第二十八項につ 項において、第五十三条第二十一項につい 四十四項及び第四十五項(同条第一項、 第十九項から第二十三項まで、第二十八項 第五十条の九(これらの規定を第七百三十 第五十条の五、第五十条の七第一項並びに 含む。)、第四十六条第四項及び第五項 条の二第四項については第七百三十四条第 第七百三十四条第三項において、第四十五 二(同条第一項から第三項までについては ては第一条第二項において、第五十三条第 いては第七百三十四条第三項において、第 ては第一条第二項において、第五十三条第 ついては第一条第二項及び第五十五条第五 条第二項において、第五十三条第二十項に 百三十四条第三項において準用する場合を 三項及び附則第三十五条の三第六項におい 二項、 第三十七項から第四十項まで 第四十五条の二第五項については第七 第五十三条第一項、 第四項及び第十九項については第 第二項、 第四項、 第 第

二項、 項において、第五十三条第二十一項につい 四条第三項において準用する場合を含む 第五十条の九(これらの規定を第七百三十 条の二第四項については第七百三十四条第 第七百三十四条第三項において、第四十五 条第二項において、第五十三条第二十項に 四十四項及び第四十五項(同条第一項、 第十九項から第二十三項まで、第二十八項 第五十条の五、第五十条の七第一項並びに 含む。)、第四十六条第四項及び第五項 ては第一条第二項において、第五十三条第 五十三条第三十七項 いては第七百三十四条第三項において、第 ては第一条第二項において、第五十三条第 ついては第一条第二項及び第五十五条第五 百三十四条第三項において準用する場合を て、第四十五条の二第五項については第七 三項及び附則第三十五条の三第六項におい 二(同条第一項から第三項までについては 一十二項、第二十三項及び第二十八項につ 、第五十三条第一項、 第三十七項、 第四項及び第十九項については第一 第三十九項、 第一 項、 第四十項 第四項、 第

おいて、 項まで、 第 六項、 四項及び第四十五項については第一条第二 三十九項及び第四十項については第七百三 項 む。 三十四条第三項において準用する場合を含 条の五十八第一項(これらの規定を第七百 三十一第二項、 十三条の二、 項において準用する場合を含む。)、第五 十四条第三項において、第五十三条第四十 ては第一条第二項、第七十二条の二十五第 る場合を含む。)、第七十一条の十第二項 れらの規定を第一条第二項において準用す 六十三条第一項及び第六十六条第一項(こ 十五条の四第六項、 一条の二十四の十第六項(これらの規定を 第七十一条の五十一第二項及び第七十一 第七十一条の十七第一項、第七十一条の 、第七十二条の二十五第一項から第五 一条第二項において準用する場合を含む (同条第一項については第一条第二項に)、第七十二条の七第四項及び第七十 第七十二条の二十八第二項及び第七 第七十二条の二十五第二項につい 第八項から第十項まで及び第十二 第五十五条の二第六項、 第七十一条の三十八第一項 第五十七条第一項、 第五 第

十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二十三条第四十十四条第三項において、第五十三条第四十四条第三項において、第五十三条第四十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二十三条の二

項まで 項(同条第一項については第一条第二項に 第一条第二項において準用する場合を含む 六項、第七十二条の二十八第二項及び第七 おいて、第七十二条の二十五第二項につい 条の五十八第一項(これらの規定を第七百 三十一第二項、第七十一条の三十八第一項 る場合を含む。)、第七十一条の十第二項 れらの規定を第一条第二項において準用す ては第一条第二項、第七十二条の二十五第 む。)、第七十二条の七第四項及び第七十 三十四条第三項において準用する場合を含 六十三条第一項及び第六十六条第一項 一条の二十四の十第六項(これらの規定を)、第七十二条の二十五第一項から第五 第七十一条の五十一第二項及び第七十一 第七十一条の十七第一項、第七十一条の 第五十七条第一項、 及び第十二 $\widehat{\Xi}$ 第

五項、 まで、第七十二条の四十九の二、第七十二 条の三十三、第七十二条の三十三の二、第 第七十二条の二十九第一項、第三項及び第 項において準用する場合を含む。)、第七 条の二十五第十二項については第一条第二 十二条の二十九第二項において、第七十二 七十二条の二十五第七項、第七十二条の二 条の二十九第二項において、第七十二条の 条の二十五第三項については第一条第二項 十二条の二十九第二項において、第七十二 の四十八の二第二項及び第四項から第七項 七十二条の三十四、 十二条の二十六第一項及び第四項、 第八項から第十項までについては第一条第 において、第七十二条の二十五第五項及び 十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 二十五第四項については第一条第二項、 一項、第七十二条の二十八第二項及び第七 一条の二十八第一 |第六項、第七十二条の三十九の四第六項 第七十二条の二十八第二項及び第七十二 第七十二条の四十八第一項、第七十二条 第七十二条の三十第一項、第七十二 項、 第七十二条の三十九の 第三項及び第四項 第七十

十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項については第一条第二項、第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項及び第七十二条の二十九第二項とおいて、第七十二条の二十五第五項

まで、第七十二条の四十九の二、第七十二の四十八の二第二項及び第四項から第七項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条

項、 十七、 第五項、 九の八第一項及び第三項、第七十二条の五 条の四十九の五第四項、第七十二条の四十 七十四条の十六、第七十四条の十九第一項 四条の十二、第七十四条の十三第二項、第 第七十四条の十第一項から第三項まで及び の三十四第一項、第七十四条の七第六項、 第四項、 第百二十三条、第百三十四条第一項、第百 第四項、 三条の十八第二項及び第三項、第七十三条 七十二条の八十四第四項、第七十二条の八 六第一項、第七十二条の七十八第六項、第 の四第一項及び第三項、第七十二条の六十 の二第六項、第七十二条の五十九、第七十 条の五十四第四項、第七十二条の五十五第 十第三項、 一条の六十三第三項、第七十二条の六十三 項、 第七十四条の二十五第一項、第七十七条 項から第三項まで、第七十二条の五十七 第七十二条の八十九、第七十三条の八 第七十二条の八十八第一項及び第二 第百十六条第四項、第百二十二条 第七十四条の十一第一項、第七十 第七十三条の十七第二項、第七十 第八十三条第二項、第九十二条第 第七十二条の五十二、第七十二

十七、 項、 四条の十二、第七十四条の十三第二項、第 第五項、第七十四条の十一第一項、第七十 第四項、第七十三条の十七第二項、第七十 第百二十三条、第百三十四条第一項、 第四項、 七十四条の十六、第七十四条の十九第一項 第七十四条の十第一項から第三項まで及び の三十四第一項、第七十四条の七第六項、 六第一項、第七十二条の七十八第六項、 の四第一項及び第三項、第七十二条の六十 二条の六十三第三項、 三条の十八第二項及び第三項、第七十三条 七十二条の八十四第四項、第七十二条の八 項、第百十六条第四項、第百二十二条 第七十四条の二十五第一項、第七十七条 第七十二条の八十九、第七十三条の八 第七十二条の八十八第一項及び第二 第八十三条第二項、 第七十二条の五十九、第七十 第七十二条の六十三 第九十二条第 第百

四十 四条の十一第五項、 四条第四項、 及び第三項、 第四項、 第一項及び第二項、 条の三十一第一項、 四条の二十五第五項において準用する場合 項 十三条第一項並びに第二百九十八条第三項 条の二、第二百七十五条第二項、第二百八 第三項、第百九十八条第一項、第二百六十 を含む。)、 準用する場合を含む。)、第百四十四条の ついては申請書の提出に係る部分に限る。 一十二第四項(第一条第二項及び第百四十 項、 第百五十一条第二項、 第百四十四条の三十第一項、第百四十四 項及び第九項(同条第一項及び第二項に 並びに第百四十四条の二十一第一項、 項及び第五項、 (これらの規定を第一条第二項において 第百五十五条第四項、第百六十五条第 四条の九第四項及び第五項、第百四十 第百八十四条第二項、第百八十八条 第百四十四条の三十八の四第一項 第百四十四条の四十九第一項 第百四十四条の二十七第一項 第二百七十条、第二百七十四 第百四十四条の十八第 第百四十四条の三十八 第百四十四条の十四第 第百四十四条の三十五 第百五十二条第一 第

項、 四条第四項、 第四項、 四条の二十五第五項において準用する場合 項並びに第百四十四条の二十一第一項、 四条の十一第五項、 四十四条の九第四項及び第五項、 条の二、第二百七十五条第二項、 第三項、第百九十八条第一項、 及び第三項、第百四十四条の四十九第一項 第一項及び第二項、第百四十四条の三十八 条の三十一第一項、 を含む。)、第百四十四条の二十七第一項 準用する場合を含む。)、第百四十四条の 二項及び第五項、 十三条第一項並びに第二百九十八条第三項 ついては申請書の提出に係る部分に限る。 一十二第四項 一項及び第九項 項、 第百五十一条第二項、 第百四十四条の三十第一項、 (これらの規定を第一条第二項において 第百五十五条第四項、第百六十五条第 第百八十四条第二項、 第百四十四条の三十八の四第一項 第二百七十条、 (第一条第二項及び第百四十 (同条第一項及び第二項に 第百四十四条の十八第一 第百四十四条の三十五 第百四十四条の十四第 第百五十二条第一 第二百七十四 第百八十八条 第百四十四 第二百六十 第二百八 第百四十 第

項及び第三百二十一条の五第三項(これら 第三項において準用する場合を含む。)、 百十七条の二第五項及び第六項については 四条第三項、 第一項から第六項まで(同条第一項から第 第三百二十一条の八第一項、第二項、 第三百二十一条の七の十二第六項 第三項において準用する場合を含む。)、 及び第七百三十六条第三項において準用す 第三百十七条の六(第七百三十四条第三項 第七百三十四条第三項及び第七百三十六条 則第三十五条の三第十四項において、第三 百十七条の二第四項については第七百三十 及び第七百三十六条第三項において、第三 用する場合を含む。)、第三百十七条の二 の規定を第一条第二項及び第七百三十六条 る場合を含む。)、第三百十九条の二第三 三項までについては第七百三十四条第三項 (これらの規定を第一条第二項において準 一項において準用する場合を含む。 第十九項から第二十三項まで、 第七百三十六条第三項及び附 (第一条 第四

> 項及び第三百二十一条の五第三項(これら 及び第七百三十六条第三項において準用す 第三項において準用する場合を含む。)、 第七百三十四条第三項及び第七百三十六条 則第三十五条の三第十四項において、第三 四条第三項、第七百三十六条第三項及び附 三項までについては第七百三十四条第三項 第三項において準用する場合を含む。 の規定を第一条第二項及び第七百三十六条 る場合を含む。)、第三百十九条の二第三 第三百十七条の六(第七百三十四条第三項 百十七条の二第五項及び第六項については 百十七条の二第四項については第七百三十 及び第七百三十六条第三項において、第三 第一項から第六項まで(同条第一項から第 用する場合を含む。)、第三百十七条の二 (これらの規定を第一条第二項において準

十四項 項、 第三百二十一条の八第一項、第二項、 第四項及び第十九項については第七百三 第十九項から第二十三項まで及び第三 同条第一項、第二項 第四

項、

第三十

第四項及び第十九項については第七百三 |項及び第三十五項(同条第一項、第二項

第一条第二項及び第七百三十六条第三項に 準用する場合を含む。)、第三百二十一条 及び第八項、 第七百三十六条第三項において準用する場 十九条第一項(第七百三十四条第三項及び おいて準用する場合を含む。)、第三百二 び第三百二十八条の十四(これらの規定を 項において準用する場合を含む。)、第三 定を第七百三十四条第三項において準用す 第三百二十一条の十三第一項(これらの規 については第七百三十四条第三項において 合を含む。)、第三百四十九条の四第六項 七第一項、第三百二十八条の十三第四項及 百二十八条の五第二項、第三百二十八条の 百三十四条第三項及び第七百三十六条第三 る場合を含む。)、第三百二十五条(第七 八第二十項については第三百二十一条の十 十四条第三項において、第三百二十一条の 一十三項まで、 第五項及び第七百三十四条第三項におい 八の二、 第三百二十 第三百二十一条の十一の三第六項及び 第三百二十一条の十一の二第六 第三百五十三条第四項 第三十四項及び第三十五項 条の八第二十 項から第 (第七

て、第三百二十一条の八第二十一項から第一の第五項及び第七百三十四条第三項におい八第二十項については第三百二十一条の十十四条第三項において、第三百二十一条の

一十三項まで及び第三十四項

準用する場合を含む。)、第三百二十一条については第七百三十四条第三項において

八の一

第七百三十六条第三項において準用する場 おいて準用する場合を含む。)、第三百二 び第三百二十八条の十四(これらの規定を 及び第八項、 第一条第二項及び第七百三十六条第三項に 七第一項、第三百二十八条の十三第四項及 百二十八条の五第二項、第三百二十八条の 項において準用する場合を含む。)、第三 百三十四条第三項及び第七百三十六条第三 る場合を含む。)、第三百二十五条 定を第七百三十四条第三項において準用す 第三百二十一条の十三第一項(これらの規 合を含む。)、第三百四十九条の四第六項 十九条第一項(第七百三十四条第三項及び 第三百五十三条第四項(第七 (第七 及び

四項 いて、 四十五条第一項において準用する場合を含 条の二第四項については第七百三十四条第 三第三項、 十四条第三項、 おいて準用する場合を含む。)、第三百六 含む。)、第三百五十四条の二(第七百三 百三十四条第一項において準用する場合を る場合を含む。)、第三百八十九条第一項 及び第七百四十五条第一項において準用す 十五条第一項において準用する場合を含む 用する場合を含む。)、第三百七十一条第 百四十五条第一項において、第三百六十四 ついては第七百三十四条第一項及び第七百 三項については第七百三十四条第一項にお 十四条第一項及び第七百四十五条第一項に 条第一項において準用する場合を含む。) 項 項及び第七百四十五条第一項において準 第三百八十三条(第七百三十四条第一項)、第三百八十二条の三(第七百三十四)、第三百六十四条の二第二項及び第 (第七百三十四条第一項及び第七百四 (同条第二項については第七百六条の 第三百六十四条第七項及び第九項に 第七百三十四条第一項及び第七 第七項及び第九項(同条第

四項 む。 四十五条第一項において準用する場合を含 含む。)、第三百五十四条の二(第七百三 る場合を含む。)、第三百八十九条第一項 。)、第三百八十二条の三(第七百三十四 用する場合を含む。)、第三百七十一条第 条の二第四項については第七百三十四条第 百四十五条第一項において、 三第三項、第七百三十四条第一項及び第七 いて、第三百六十四条第七項及び第九項に おいて準用する場合を含む。)、第三百六 及び第七百四十五条第一項において準用す 条第一項において準用する場合を含む。) 十五条第一項において準用する場合を含む ついては第七百三十四条第一項及び第七百 三項については第七百三十四条第一項にお 十四条第三項、第七項及び第九項(同条第 十四条第一項及び第七百四十五条第一項に 百三十四条第一項において準用する場合を 項 項及び第七百四十五条第一 第三百八十三条 (第七百三十四条第一項及び第七百四 (同条第二項については第七百六条の 、第三百六十四条の二第二項及び第 (第七百三十四条第一項 第三百六十四 項において準

第四百七十三条第一項、 む。)、第四百四十六条第二項、第四百四 三十四条第一項において準用する場合を含 条第一項、 七条第二項、 九条第四項、 百九十六条第四項、 おいて準用する場合を含む。)、第六百条 において準用する場合を含む。)、第五百 九条第一項(これらの規定を第一条第二項 百五十七条第一項、 十七条第一項、 五項及び第十二項(これらの規定を第七百 条第一項並びに第四百三十三条第一項、 八十八条第四項及び第五百九十九条第一項 (これらの規定を第七百三十四条第一項に 項、 第六百五条及び第六百十一条第一項(こ 第五百二十五条第四項並びに第五百三十 第四百八十五条第一項、 第四百七十六条第二項、 第四百七十四条第一項、 第三百九十三条、 第一 二項、 第四百二十二条、第四百三十二 第四百十八条、第四百二十一 第四百十条第二項、第四百十 第四項及び第六項、第四百 第四百五十条第三項、 第四百七十条第六項 第三百九十六条の四第 第三百九十四条、第三 第二項及び第四項 第五百二十二条 第四百七十九条 第四百七十五条 第四 第

九条第一項(これらの規定を第一条第二項 第四百七十三条第一項、 九条第四項、 む。)、第四百四十六条第二項、第四百四 三十四条第一項において準用する場合を含 条第一項並びに第四百三十三条第一項、 条第一項、第四百二十二条、 七条第二項、第四百十八条、 百九十六条第四項、 おいて準用する場合を含む。)、第六百条 八十八条第四項及び第五百九十九条第一項 において準用する場合を含む。)、第五百 百五十七条第一項、 十七条第一項、 五項及び第十二項(これらの規定を第七百 (これらの規定を第七百三十四条第一項に 項、第二項、第四項及び第六項、 第六百五条及び第六百十一条第一項(こ 第五百二十五条第四項並びに第五百三十 第四百八十五条第一項、 第四百七十六条第二項、 第四百七十四条第一項、 第三百九十三条、 第四百十条第二項、第四百十 第四百五十条第三項、 第三百九十六条の四第 第三百九十四条、 第四百七十条第六項 第二項及び第四項 第五百二十二条 第四百七十五条 第四百七十九条 第四百三十二 第四百二十一 第四百 第三 第四 第

四第一 項 れらの規定を第六百二十七条及び第七百三 第三項、 び第三項、 十五第四項、 準用する場合を含む。)、第七百一条の三 第七百条の五十九第三項、第七百条の六十 する場合を含む。)、第七百条の五十五、 規定を第七百三十四条第五項において準用 四条第一項において準用する場合を含む。 合を含む。)、第七百七条第四項、 第七百三十五条第一項において準用する場 に第七百二条の八第五項(これらの規定を の五十五、第七百一条の六十三第一項並び 十四条第一項において準用する場合を含む 十六条第一項(これらの規定を第一条第二 十三条、第七百十八条第二項及び第七百二 一条の五第三項及び第七百一条の十六第 項及び第六百九十三条第一項(これらの 第六百八十四条の二、第六百八十五条第)、第六百二十五条第一項(第七百三十 (これらの規定を第一条第二項において 第六百七十四条第四項、第六百八十条 項、 第七百一条の四十九、第七百一条 第七百一条の四十七第一項及び 第七百一条の四第二項、第七百 第七百一条の四十六第一項及 第七百

。)、第六百二十五条第一項(第七百三十 準用する場合を含む。)、第七百一条の三 四第一項、第七百一条の四第二項、第七百 第七百条の五十九第三項、第七百条の六十 四条第一項において準用する場合を含む。 れらの規定を第六百二十七条及び第七百三 合を含む。)、第七百七条第四項、 第七百三十五条第一項において準用する場 の五十五、第七百一条の六十三第一項並び 第三項、 び第三項、第七百一条の四十七第一項及び 十五第四項、第七百一条の四十六第一項及 項(これらの規定を第一条第二項において する場合を含む。)、第七百条の五十五 規定を第七百三十四条第五項において準用 十六条第一項(これらの規定を第一条第二 十三条、第七百十八条第二項及び第七百二 に第七百二条の八第五項(これらの規定を 二項及び第六百九十三条第一項(これらの 十四条第一項において準用する場合を含む 、第六百七十四条第四項、第六百八十条 条の五第三項及び第七百一条の十六第一 第六百八十四条の二、第六百八十五条第 第七百一条の四十九、 第七百一条 第七百

いて、 第七百四十三条第三項(第一条第二項にお 項において準用する場合を含む。)、第七 五十四条において準用する場合を含む。) いて準用する場合を含む。)、第七百五十 及び第二項については第七百五十四条にお 条第一項、 いて準用する場合を含む。)、第七百五十 第二項において準用する場合を含む。)、 条の十五第二項及び第七百三十三条の二十 百三十三条の四第四項、第七百三十三条の 第十項及び第十一 第七条第 百五十三条第二項(これらの規定を第七百 百五十二条第三項及び第七百五十四条にお 条第二項において準用する場合を含む。 一第一項(これらの規定を第七百三十五条 項、 条 附則第十五条第九項、 附則第五条の四第三項及び第八項並びに 第十五条の九第二項、第六項及び第十 第七百三十三条の十四、第七百三十三 第七百五十条第四項については第七 第十五条の十第二項並びに第二十九 項、 第七百五十二条第一項及び第七 第二項及び第四項(同条第一項 第三項、 項 (これらの規定を第 第十五条の七第三 第四項、 第八項、

項、 条第一項、第二項及び第四項(同条第一項 第七百四十三条第三項 項において準用する場合を含む。)、 百五十三条第二項(これらの規定を第七百 いて、第七百五十条第四項については第七 及び第二項については第七百五十四条にお いて準用する場合を含む。)、第七百五十 第二項において準用する場合を含む。)、 条の十五第二項及び第七百三十三条の二十 九、第七百三十三条の十四、第七百三十三 百三十三条の四第四項、第七百三十三条の する場合を含む。 並びに附則第五条の四第三項及び第八項 五十四条において準用する場合を含む。 五十一条、第七百五十二条第一項及び第七 いて準用する場合を含む。)並びに第七百 百五十二条第三項及び第七百五十四条にお 二第一項(これらの規定を第七百三十五条 これらの規定を第 項、第十五条の十第二項並びに第二十九 第十五条の九第二項、第六項及び第十 一条第二項において準用 (第一条第二項にお 第十五条の七第三 第七

含む。)、第六条の十第一項、第三項及び		含む。)、第六条の十第一項、第三項及び	
らの規定を第一条において準用する場合を		らの規定を第一条において準用する場合を	
、第六条の八第一項から第三項まで(これ		、第六条の八第一項から第三項まで(これ)	
六第三項において準用する場合を含む。)		六第三項において準用する場合を含む。)	
二項(これらの規定を第一条及び第六条の		二項(これらの規定を第一条及び第六条の	
場合を含む。)、第六条の六第一項及び第		場合を含む。)、第六条の六第一項及び第	
条及び第六条の八第五項において準用する		条及び第六条の八第五項において準用する	
おいて、第六条の四第二項については第一		おいて、第六条の四第二項については第一	
第六条の五第二項及び第六条の八第五項に		第六条の五第二項及び第六条の八第五項に	
び第二項(同条第一項については第一条、		び第二項(同条第一項については第一条、	
する場合を含む。)、第六条の四第一項及		する場合を含む。)、第六条の四第一項及	
第一条及び第六条の三第三項において準用		第一条及び第六条の三第三項において準用	
条の三第一項及び第二項 (これらの規定を		条の三第一項及び第二項(これらの規定を	
項において準用する場合を含む。) 、第六		項において準用する場合を含む。)、第六	
六条の二の三(第一条及び第六条の八第四		六条の二の三(第一条及び第六条の八第四	
一条において準用する場合を含む。)、第		一条において準用する場合を含む。)、第	
する場合を含む。)、第六条の二の二(第		する場合を含む。)、第六条の二の二(第	
同条第五項については第一条において準用		同条第五項については第一条において準用	
いては第一条及び第二条第六項において、		いては第一条及び第二条第六項において、	
第二条第二項及び第五項(同条第二項につ	地方税法施行令	第二条第二項及び第五項(同条第二項につ	地方税法施行令
略		略	
において準用する場合を含む。)		において準用する場合を含む。)	
条(これらの規定を第七百三十四条第一項		条(これらの規定を第七百三十四条第一項	

五.十 第二項 項、 準用する場合を含む。)並びに附則第十四 四第二項及び第五十四条の四十四第二項 三項、 第四項(これらの規定を第一条、第六条の 五 0 第五十四条の四十五第八項及び第五十四条 条の十五の三第二項、第四十八条の十五 第三項、 五の三第二項、 第三十二条の四第三項、 十一第三項、 五第十項及び第十六条の二の二第五項にお において準用する場合を含む。)及び第五 十五条の五第六項及び第十六条の二第五項 の九の四第一 十六条の十一第二項並びに附則第十四条の 第 | 第六項及び第十六条の二第五項において 四十八の二第一 て準用する場合を含む。)、第六条の十 第九条の九の五第二項、 -四条の四十八の二第一項並びに附則第 第五十三条の四、 項 第三十九条の十二、第四十八条の十 (第五十四条の四十五第八項及び第 第三十二条の五第三項、 (第 一 項、 第六条の十二第二項、 条、 第四十八条の十五の四第二 項並びに附則第十五条の 第九条の九の五第二項 第九条の九の四第一 第五十四条の四十 第三十二条の五第 第三十二条の四 第四十八 第九条 二項 应

第二項 項、 準用する場合を含む。)並びに附則第十四 四第二項及び第五十四条の四十四第二項(第四項(これらの規定を第一条、 五第六項及び第十六条の二第五項において の四十八の二第 第五十四条の四十五第八項及び第五十四 条の十五の三第二項、第四十八条の十五 第三項、 五十四条の四十八の二第一項並びに附則第 五の三第二項、第四十八条の十五の四第二 三項、第三十九条の十二、第四十八条の十 第三十二条の四第三項、 の九の八第二項 十一第三項、 いて準用する場合を含む。 五第十項及び第十六条の二の二第五項にお 十六条の十一第二項並びに附則第十四条の において準用する場合を含む。)及び第五 十五条の五第六項及び第十六条の二第五項 第一項 第九条の九の九第二項、 第五十三条の四、 (第五十四条の四十五第八項及び第 第三十二条の五第三項、 (第一条、 第六条の十二第二項、 一項並びに附則第十五条の 第九条の九の九第二項 第九条の九の八第二項 第五十四条の四十四 第三十二条の五第 第三十二条の四 第六条の十 第六条の 第四十八 第九条

第五項、 四条の三第一項及び第三項(同条第一項に 条の五第十項及び第十六条の二の二第五項 第二十四条の五において、 及び第八条の四第一項(これらの規定を第 条の三の四第一項、第七条の四の七第一項 六条の二十、第七条の三の三第一項、第七 七項において準用する場合を含む。)、第 の十二第五項(第一条及び第六条の十二第 において準用する場合を含む。)、第六条 第三項については第一条、第二十四条の四 ついては第一条、第二十四条の四の二及び において準用する場合を含む。)、第二十 第三十項 十二第一項において準用する場合を含む。 九条の二第一 て準用する場合を含む。)、第九条の九の 一第一項 条において準用する場合を含む。)、第 十条の二第一 八第三項 て準用する場合を含む。)、 第九条の七第十六項、 第二十四条の四の二、第二十四条 (第一条及び第五十七条の二にお (これらの規定を第一条におい 項(第一条及び第四十八条の 第九条の九の九第三項及び第 項 (これらの規定を第一条 第二十四条の三 第二十六項及び 第九条の九

> 九条の二第一項 七項において準用する場合を含む。)、第 条の五第十項及び第十六条の二の二第五項 及び第八条の四第一項(これらの規定を第 条の三の四第一項、第七条の四の七第一項 六条の二十、第七条の三の三第一項、第七 の十二第五項(第一条及び第六条の十二第 において準用する場合を含む。)、第六条 て準用する場合を含む。)、 第二十九項(これらの規定を第一条におい 十二第一項において準用する場合を含む。 一第一項 条において準用する場合を含む。)、第 て準用する場合を含む。 第九条の七第十五項 (第一条及び第五十七条の二にお (第一条及び第四十八条の 第二十五項及び 第九条の九の 第二十条の

第一項(

四十七条の五第一項、 第四十五条の二の三第一項、 四十四条の三第一項、第四十五条第一項 の十七、 いて準用する場合を含む。)、第四十八条 七項、第十三項及び第十七項、第四十三条 の二第一項、 条の十の二第一項、 四の三第 五条第一項、 において準用する場合を含む。)、第二十 定を第一条及び第二十四条の四の三第一項 四第一項、 の四の三第二項及び第二十四条の五におい の十八第三項(これらの規定を第一条にお 第四十八条の九の十並びに第四十八条の九 三第一項、第四十六条の三の二第一項、 十二条の四の二第一項、第四十三条の十二 十二条の三第四項、 て準用する場合を含む。)、第二十四条の 項、 第四十八条の九の九第一項及び第四項、 第三十七条の十五の二第一項、第三十九 第三十五条の四の二、 第四十三条の十七の二第一項、 項、 第三項及び第四項(これらの規 第四十三条の十五第一項、 第三十二条の二第四項、 第三十五条の七の四第一項 第四十条第一項、 第三十五条の二の二第 第四十八条の九の八 第三十五条の 第四十六条の 第四 第二 第 第 第

の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の五において準用する場合を含む。)、第二十四条の五において発用する場合を含む。)、第二十四条の五におい

項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の二の二第

の十七、 第四十五条の二の三第一項、 四十四条の三第一項、第四十五条第一項、 七項、第十三項及び第十七項、第四十三条 条の十の二第一項、 三第一項、第四十六条の三の二第一項、 の二第一項、 十二条の四の二第一項、 第三十七条の十五の二第一項、 第四十三条の十七の二第一項、 第四十三条の十五第一項、 第三十五条の七の四第一項 第四十条第一 第四十三条の十二 第四十六条の 項、 第三十九 第四 第 第

びに第四十八条の九の十

第四十八条の九の九第一項及び第四項並

四十七条の五第一項、

第四十八条の九の八

いて準用する場合を含む。)、第四十八条(これらの規定を第一条にお

含む。 場合を含む。)並びに第五十四条の四十六 第十六条の二の三第五項において準用する 五条の五第六項、 の四十五第八項、 七条の三において準用する場合を含む。) 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十 れらの規定を第五十四条の四十五第八項、 用する場合を含む。)、第五十四条の四十 用する場合を含む。)、第五十四条の三十 第一項(これらの規定を第一条において準 含む。)、第五十二条の十八第一項、第五 を第五十七条の三において準用する場合を び第五十二条の十六第一項(これらの規定 四十八条の十五の四第三項(これらの規定 項 の十三第十七項、 十三条の二の二第一項及び第五十三条の八 を第五十七条の二において準用する場合を 一の二第一項(第五十七条の三において準 一第一項、第三項、第六項及び第八項(こ 第五十四条の四十三第一項(第五十四条 一項及び第五十七条の三並びに附則第十 第四十八条の十五の三第三項並びに第)、第五十二条の十三の二第一項及 第十六条の二第五項及び 第五十四条の四十八の二 第二十七項及び第三十一

(これらの規定を第五十七条の二の十三第十六項、第二十六項及び第三十項

含む。 第一項及び第五十七条の三並びに附則第十 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十 含む。)、第五十二条の十八第一項、 場合を含む。)並びに第五十四条の四十六 第十六条の二の三第五項において準用する 五条の五第六項、 の四十五第八項、 七条の三において準用する場合を含む。) れらの規定を第五十四条の四十五第八項、 用する場合を含む。)、第五十四条の四十 用する場合を含む。)、第五十四条の三十 第一項(これらの規定を第一条において準 十三条の二の二第一項及び第五十三条の八 を第五十七条の三において準用する場合を び第五十二条の十六第一項(これらの規定 二の二第一項(第五十七条の三において準 一第一項、第三項、第六項及び第八項(こ 第五十四条の四十三第一項(第五十四条 第五十二条の十三の二第一項及 第十六条の二第五項及び 第五十四条の四十八の二 において準用する場合を 第五

まで、 五項、 な。 項、 五十四条の五十七第一項(これらの規定を 第五項、 の二、第三十二条第五項、第三十二条の二 び第四項、 几 条の五第二項第七号及び第四項から第六項 部分を除く。 する場合を含む。)、第五十六条の八十九 する場合を含む。)、第五十六条の四十九 第五十五条第一項及び第五十六条の十一第 第五十七条の三において準用する場合を含 第四条第一項第一号に規定する書類に係る する場合を含む。)並びに附則第十条第三 の三第一項及び第五十六条の九十二の二第 の二第一項(第五十七条の三において準用 項、 項 昭 (同条第三項については地方税法施行規則 項(これらの規定を第一条において準用 和二十九年総理府令第二十三号)附則 第六項、 (これらの規定を第一条において準用 第十六条の二第一項、 第十五条の五第一項、 第十六条の二の三第一項、 第五十四条の五十九の二第一項 第五十四条の四十八第一項及び第 第三十一条第七項、第三十一条 第七項、 第十二条第九項、第十四 第九項及び第十六項 第二項及び第 第三項及び第 第二項及

四項、 まで、 五項、 第五十五条第一項及び第五十六条の十一第 第五十七条の三において準用する場合を含 第五項、 び第四項、第三十一条第七項、 条の五第二項第七号及び第四項から第六項 部分を除く。)、第十二条第九項、 第四条第一項第一号に規定する書類に係る する場合を含む。)、第五十六条の八十九 する場合を含む。)、第五十六条の四十九 五十四条の五十七第一項(これらの規定を の二、第三十二条第五項、第三十二条の二 する場合を含む。)並びに附則第十条第三 の三第一項及び第五十六条の九十二の二第 の二第一項 (昭和二十九年総理府令第二十三号) (同条第三項については地方税法施行規則 項(これらの規定を第一条において準用 項)、第五十四条の五十九の二第一項 第六項、第七項、 (これらの規定を第一条において準用 第十五条の五第一項、 第十六条の二第一項、 第十六条の二の三第一 第五十四条の四十八第一項及び第 (第五十七条の三において準用 第九項及び第十六項 項、 第二項及び第 第三項及び第 第三十一条 第二項及 第十四 附則

二第一項から第四項まで、第八条の四十五	二第一項から第四項まで、第八条の四十五
の三十五、第八条の三十七、第八条の四十	の三十五、第八条の三十七、第八条の四十
第八条の三十三、第八条の三十四、第八条	第八条の三十三、第八条の三十四、第八条
。)、第八条の三十二第一項及び第二項、	。)、第八条の三十二第一項及び第二項、
並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く	並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く
税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書	税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書
の十、第八条の二十八(証票、免税証、免	の十、第八条の二十八(証票、免税証、免
する場合を含む。)、第八条の九、第八条	する場合を含む。)、第八条の九、第八条
八 (第一条及び第十六条の三において準用	八(第一条及び第十六条の三において準用
おいて準用する場合を含む。)、第八条の	おいて準用する場合を含む。)、第八条の
八条の六(第一条及び第十六条の二の五に	八条の六(第一条及び第十六条の二の五に
の三において準用する場合を含む。)、第	の三において準用する場合を含む。)、第
)、第八条の四(第一条及び第十六条の二) 、第八条の四(第一条及び第十六条の二
定を第一条において準用する場合を含む。	定を第一条において準用する場合を含む。
第六条の四及び第七条第一項(これらの規	びに第六条の四 (これらの規)
、第六条の二第四項、	第二項、第五条の二、第六条の二第四項並
	三条の三の二、第三条の三の三第一項及び
	地方税法施行規則第二条の五の二第一項、第三条第二項、第出地方税法施
略	略
場合を含む。)	場合を含む。)
(これらの規定を第一条において準用する	(これらの規定を第一条において準用する
第二項並びに第三十四条第九項及び第十項	第二項並びに第三十四条第九項及び第十項
、第三十三条第二十九項、第三十三条の二	、第三十三条第二十九項、第三十三条の二

の 四 三十条において準用する場合を含む。)並 びに第二十九条第一項(これらの規定を第 おいて準用する場合を含む。)、第十六条 及び第三項(これらの規定を第一条の三に 含む。)、第十五条、第十五条の六第二項 及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く 名寄帳、 規定によるみなす土地補充課税台帳、土地 税台帳、 項から第七項まで びに附則第六条第二十五項(第一条の三に の二第二項、 において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項 いて準用する場合を含む。 第八条の五十一第一項並びに第十条第二 (第一条の三において準用する場合を (第一条において準用する場合を含む 略 地方税法第三百八十一条第八項の 家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿 第十四条第一項 (これらの規定を第 及び第二項並 (固定資産課 第十条 。)(第一条の三において準用する場合を の 匹 おいて準用する場合を含む。)、第十六条 及び第三項(これらの規定を第一条の三に 含む。)、第十五条、第十五条の六第二項 名寄帳、家屋名寄帳、 規定によるみなす土地補充課税台帳、 項から第六項まで びに第二十九条第一項(これらの規定を第 及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く 税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の において準用する場合を含む。 三十条において準用する場合を含む。)並びに第二十八条第一項及び第二項並 第八条の五十一第一項並びに第十条第二 (第一条において準用する場合を含む 略 第十四条第一項(固定資産課 (これらの規定を第 土地価格等縦覧帳簿

土地

附則 (総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正) 第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。 別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「附則第三十五項及び第三十八項と「所則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項上項及び第三十八項と「第三十四項、第三十五項」を「アン第四十五項」を「アン第四十四項及び第四十五項」を「アン第三十八項及び第三十八項及び第三十九項」に、「第二十八項人の第三十八項及び第三十九項」に、「第二十三条第三十一五項の第三十八項及び第四十五項」を「第五十三条第三十九項」に、「第二十八項」を「所則第三十五条の三第十八項」を「第五十三条第三十九項」に、「附則第三十五条の四の七第一項」を「第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中 「第七条の四の七第一項」を「第七条の四の六第一項」に改め、「(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の九の二れらの規定を第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。)、「	改正案
附則 (総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正) 第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。 川表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項、第三十七項」「第三十四項」を「附則第三十九項及び第二十八項」を「附則第三十九項及び第二十八項」を「所則第三十九項及び第二十八項」を「所則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」を「第五十三条第三十九項及び第四十五項」を「第五十三条第三十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」を「第五十三条第三十九項及び第四十五項」を「第五十三条第三十九項及び第四十五項」を「第五十三条第三十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中を「第七条の四の七第一項」を「第五十三条第三十四項」を「第七条の四の七第一項」に改め、「(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第一項(第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第九条の九の二れらの規定を第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。)、	現

規則の項中「第二条の五第一項」を「第二条の五の二第一項」に改める	の四第三項、第九条の九の五第三項並びに」に改め、同表地方税法施行	第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び」を「、第九条の九
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

0

規則の項中「第二条の五第一項」を「第二条の五の二第一項」に改める の二第一項(これらの規定を 第二十条の二第一項(」に改め、同表地方税法施行 」を「並びに第二十条

附則第十二条による改正(地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年総務省令第三十四号)

二号」 条第五項第二号」に改め、 七項とし、 項第二号中 附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。 に改め 同条第九項中 「第五項第一 同項を同条第八項とし、 号」を 「附則第三十条第三項第二号」 同項第二号中 「第四項第一号」に改め、 同条を附則第八条の三の四とし 「第五項第二号」 を を「第四項第 同項を同条第 「附則第三十

3

て用いる軽自動車等) (法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料とし

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料をして用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタールとがのものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車が機関の燃料として用いる軽自動車が、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

のとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三へク3 法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のも

タノールであることが記載されているものとする。動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメ燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自

- 値が四以上となるものとする。
 を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数下パスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積下パスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のも法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のも
- 及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気
- 5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資

値が四以上となるものとする。を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数トパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積

- 及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気

(後略)

附 則

(施行期日)

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の

及び二略

八号の九様式の改正規定 平成二十八年四月一日 規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十の三の四を同令附則第八条の四とする改正規定、同令附則第八条の三の三の四を同令附則第八条の四とする改正規定、同令附則第八条の三

(後略)

1

附則

(施行期日)

一及び二 略

の三の四を同令附則第八条の四とし、同令附則第八条の三の三三第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条

八号の九様式の改正規定(平成二十八年四月一日)規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十の次に一条を加える改正)